

## 第3部

### 奨学金の社会・経済的效果

## 第 10 章 奨学金の高等教育機会への効果とローン回避問題

小林雅之（東京大学大学総合教育研究センター）

### 1. 高等教育機会の均等化のための政策

高等教育機会の均等のための政策として重要なのは、授業料無償あるいは低授業料と、奨学金とりわけ給付奨学金（grant）により、学生や家計が実際に負担する授業料（純授業料＝定価授業料－給付奨学金）を低く設定する政策である<sup>1</sup>。第 2 部でみたように、イギリスを除くヨーロッパの多くの国では、授業料無償政策がとられている。また、アメリカでは、公立コミュニティカレッジでは低授業料政策、公立旗艦大学や私立大学の多くでは、高授業料・高奨学金政策がとられている。高授業料・高奨学金政策の問題点の一つは、奨学金の受給基準が、経済力ではなく、学力になる場合が多いことである。これはニードベースからメリットベースへの移行と呼ばれ、教育機会の均等を脅かすものとして激しい論争が行われている。実際に、低授業料や奨学金の高等教育機会への効果の分析も多くの研究がある<sup>2</sup>。進学や高等教育機会の選択に対して、授業料や奨学金がどのような効果をもたらしているかだけでなく、教育費に対する認識や奨学金の利用可能性の認識なども分析されている。日本でも最近高等教育機会と授業料や奨学金に関する研究がようやく現れてきているが効果についての研究は多くない<sup>3</sup>。

そこで、ここでは、奨学金が高等教育機会に対して、どのような効果をもっているかを、具体的なデータに基づき検証する。ここで用いるのは、文部科学省「学生生活調査」2002 年度である。

次に、各国とも教育ローンへの移行が急速に進展しつつある。これは、教育費の負担を、公から私へ、さらに親から子へとシフトさせようとする動きである。さらに、近年の市場主義的な教育改革の主張の中には、教育ローンが教育費問題の解決策として提起されている。しかし、各国の状況をみると、こうしたローンが万能薬であるというような考え方には疑問を呈せざるを得ない。将来の負担を恐れて、ローンを回避する傾向が各国とも報告されている。回避が問題なのは、教育機会の均等に寄与するはずの奨学金が、かえって教育機会の均等を損なう恐れがあるからである。ここでは、こうしたローン回避問題について、各国の概況とわが国について、具体的なデータにもとづき検証する。

<sup>1</sup> 各国の授業料／奨学金政策について、詳細は小林・濱中・島（2002）を参照されたい。

<sup>2</sup> 2000 年までの授業料・奨学金研究や、それらの進路決定や学業継続への効果の実証研究は、小林・濱中・島（2002）を参照されたい。最近の研究の例としては、Drewes and Michael（2006）などがある。

<sup>3</sup> 近年の研究のレビューは、小林 2007 年 a，2007 年 b を参照されたい。

最後に、これらの知見をふまえて、日本の奨学制度のあり方について、検討する。

## 2. 高等教育機会に対する奨学金の効果

高等教育機会の選択を大きく左右するのは、高等教育機会の費用である。学生は高等教育の費用を家庭給付とアルバイトと奨学金の3つの収入源によって調達しているものの、家庭給付が最も重要な役割を果たしている。

### 2.1. 家庭給付

家庭給付は、高等教育機会の選択によって大きな相違がある。しかし、文部科学省「学生生活調査」によると、最も低い国立自宅の場合も家庭給付の割合は収入計の6割に近く、家計負担の重さを想起させる。ここでは、奨学金の効果を検証する前に、まず家計の学費負担の問題を検討する。

図 10- 1 家計所得と家庭給付(国立)

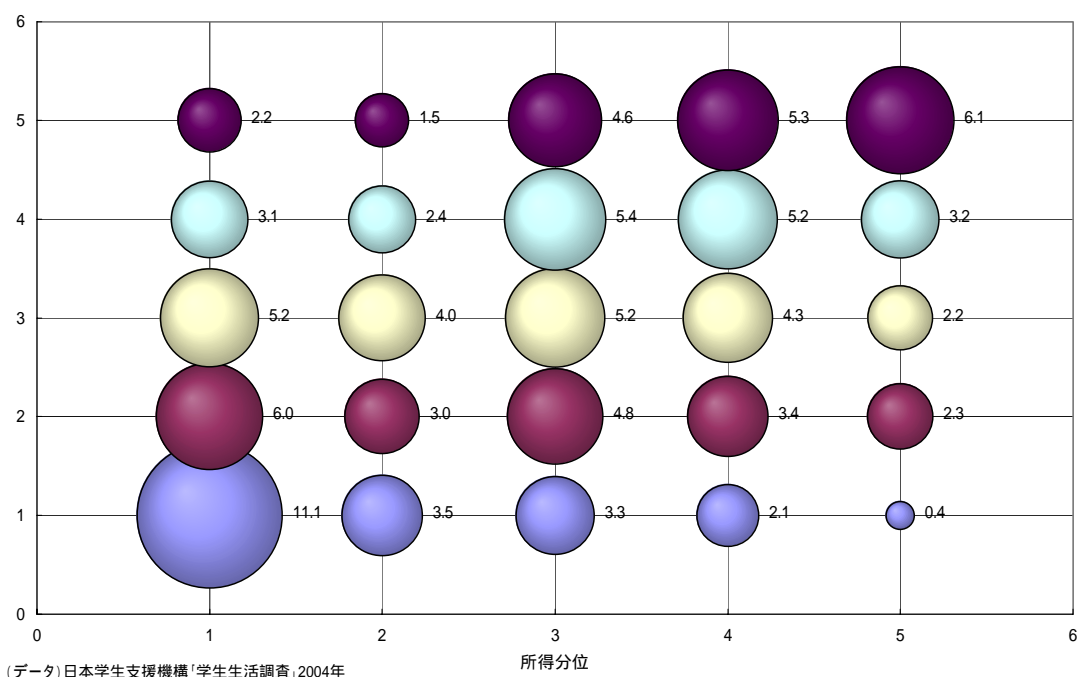
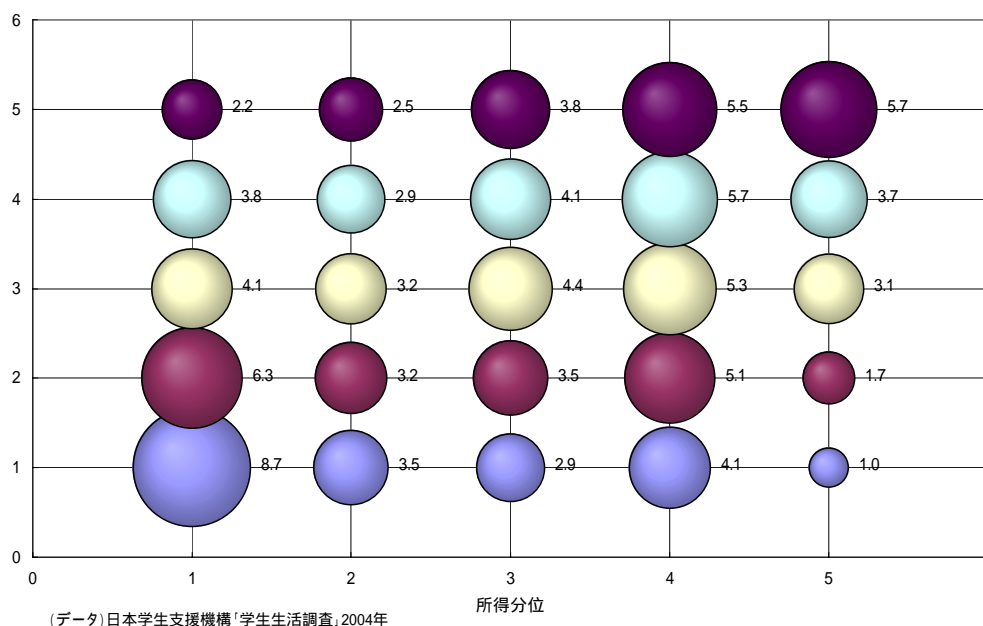


図 10-1 と図 10-2 は、日本学生支援機構「学生生活調査」2004 年によって、家庭給付ランク別と所得分位別グループの割合をプロットしたものである<sup>4</sup>。図は家庭給付と所得分位の相関が強くないこと、言い換えれば、同じ所得階層でも家庭給付には大きなばらつきがあることを示している。特に図の左上の家計は家計所得に対して家庭給付の多い、家計負担度の重い家計で

<sup>4</sup> 所得分位の境界値は、504.4, 693.4, 858.8, 1,02.9 万円である。また、家庭給付分位の境界値は、国立 52.0, 77.0, 110.88, 160.0, 私立が 88.0, 121.2, 157.0, 210.0 万円である。

ある。こうした家計が、割合としては少ないものの、確実に存在していることが示されている。こうした家計の割合は、全体としては少ないといっても、国立私立とも第Ⅰ分位の約1割となっていて無視できるほど少ないとは言えない。さらに家庭給付のやや多いグループを加えれば、国立私立とも第Ⅰ分位の約2割を占めている。

図 10-2 家計所得と家庭給付(私立)



こうした学費負担の重い無理をしているとみられる左上の家計は、学生の居住形態ではアパートが多く、国立で8割以上、私立でも約7割となっている。つまり、アパートの選択は生活費を大幅に増加させ、これにより家庭給付を増加させる。また、重い負担をしている家計は国立私立とも医歯薬系が多くなっている。このように、高等教育機会の選択によって、学生生活費は大きく異なり、家計とりわけ低所得層では、家計負担の多い「無理をしている」家計が存在している。

## 2.2. 奨学金の効果のシミュレーション

学費援助には、奨学金と学費免除の2つがあり、学費負担度に影響を与えることによって、教育機会の選択に影響を与える。ここでは、高等教育機会に対して奨学金が効果をもっていることを簡単なシミュレーションで確認する。

家計所得の割に家庭給付を多く出している「無理をしている」家計の奨学金受給率は低いことが予想される。実際、表 10-1 のように、国立に関しては、第Ⅰ分位で家庭給付の最も低いグループは約4分の3が日本学生支援機構奨学金を受給しているのに対して、家計負担の最も重いグループでは、受給率は約6%にすぎない。私立に関しては、それぞれ7割以上と約3分の

1となっている。

これらの家計給付の多い家計負担の重い層で奨学金を受けている者は、奨学金がなければ、さらに多くの家庭給付かアルバイトを必要とする。このため奨学金がない場合、さらに多くのアルバイトをして補充することは、学生の生活に大きな負担を強いることになり、ひいては進学そのものが困難になる可能性がある。

表 10- 1 所得階層別家庭給付別日本学生支援機構奨学金受給率

設置者	bunni	家庭給付	所得分位					合計
			1	2	3	4	5	
国立	1	1	75.5%	65.8%	56.8%	57.4%	20.0%	67.8%
		2	50.4%	45.6%	36.4%	24.4%	13.5%	37.3%
		3	54.7%	51.1%	47.5%	26.8%	19.6%	42.7%
		4	38.0%	27.3%	20.3%	19.3%	11.0%	22.2%
		5	6.1%	5.7%	3.8%	7.4%	2.2%	4.7%
		合計	56.5%	44.6%	31.6%	22.5%	9.2%	35.3%
公立	1	1	83.8%	73.7%	46.0%	53.7%	40.0%	72.6%
		2	53.9%	60.0%	33.8%	36.2%	10.0%	43.0%
		3	59.2%	47.5%	31.2%	24.4%	10.8%	37.7%
		4	55.3%	44.6%	30.8%	28.9%	14.6%	37.1%
		5	27.3%	14.0%	9.6%	6.7%	7.0%	10.8%
		合計	65.6%	49.5%	28.9%	27.5%	11.7%	41.2%
私立	1	1	73.2%	76.2%	62.4%	50.6%	34.1%	65.6%
		2	58.7%	50.0%	40.3%	24.5%	13.3%	41.3%
		3	45.7%	45.3%	31.4%	25.8%	6.8%	31.2%
		4	50.3%	36.8%	38.6%	18.3%	11.4%	29.8%
		5	34.4%	24.8%	22.0%	15.5%	6.9%	17.6%
		合計	58.2%	48.3%	37.5%	25.7%	10.5%	37.2%

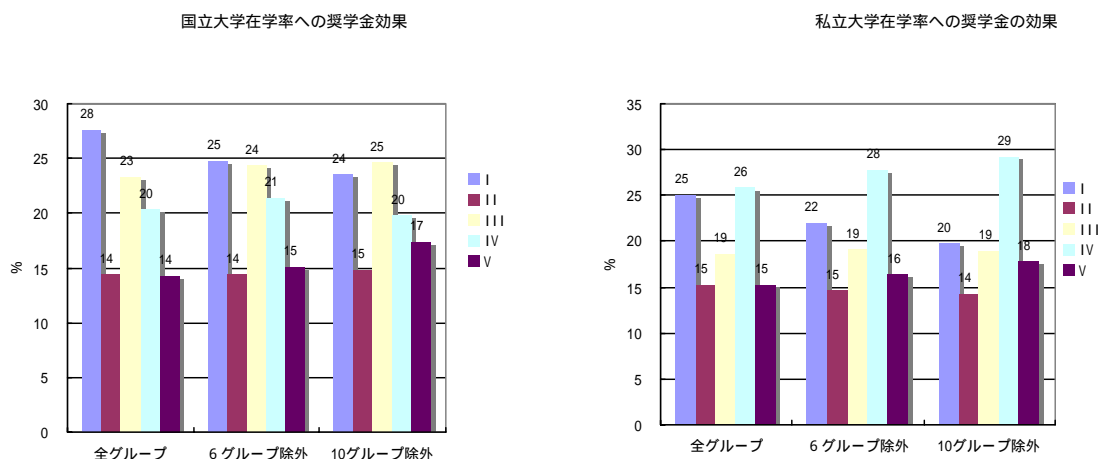
(データ)日本学生支援機構「学生生活調査」2004年

そこで、この奨学金がない場合の進学困難性をシミュレーションによって確認する。表の左上の低所得層のうち最も家庭給付の多いグループの奨学金受給率は先にみたように、国立で10.6%となっている。この奨学金受給者は、奨学金が受給できなければ進学できないと仮定する。同じように、先の6グループの奨学金受給者も奨学金がなければ、進学できないと仮定する。つまり、この6グループの者は奨学金がなければ、左上の3グループに属すると考えられ、進学を断念する可能性が高くなる。10グループについても同様である。そこで、先の表の左上から対角線に6つのグループの5.1%、さらに10のグループの11.6%の受給者が進学を断念すると仮定して、在学率を再計算した。

その結果は、国立では、図10-3のように、低所得層の在学率は、6グループでは数パーセント減少し、逆に高所得層の在学率は数パーセント増加する。劇的な変化はみられず、あまり相

違がないように見えるかもしれない。これは元々低所得層の高負担家計に奨学金受給者が少ないためである。しかし、10グループでは、全体としては低所得層の在学率はかなり低下し格差は拡大する。

図 10-3 国立・私立大学別日本学生支援機構奨学金の所得分位別在学率への効果



データ：文部省「学生生活調査」2004年より算出

データ：文部省「学生生活調査」2004年より算出

私立大学でも、6グループ7.1%、10グループ13.6%が進学を断念すると仮定した。図のように、国立と同じように格差の拡大がみられる。私立大学の場合には、高家庭給付グループで奨学金の受給率が高いため、奨学金がない場合には、低所得層と高所得層の在学率の格差はさらに増大する。このように、奨学金がなければ、所得階層間の在学率の格差は拡大する。逆に言えば、奨学金は、低所得層の家計負担を減少させ、大学への進学を可能にする効果を持っている。

このシミュレーションは、奨学金がなければ進学を選択しない者を、家計負担と所得分位から推測して推計した。当然仮定のおき方によって、シミュレーションの結果は異なる。しかし、いずれにせよ、奨学金がなければ進学を断念せざるを得ない者が存在し、これらの者が進学を断念すれば、所得階層間の進学率格差は拡大する。この点で、奨学金は、高等教育機会の格差是正に効果があることが示されたと言える。

### 3. ローン負担とローン回避問題

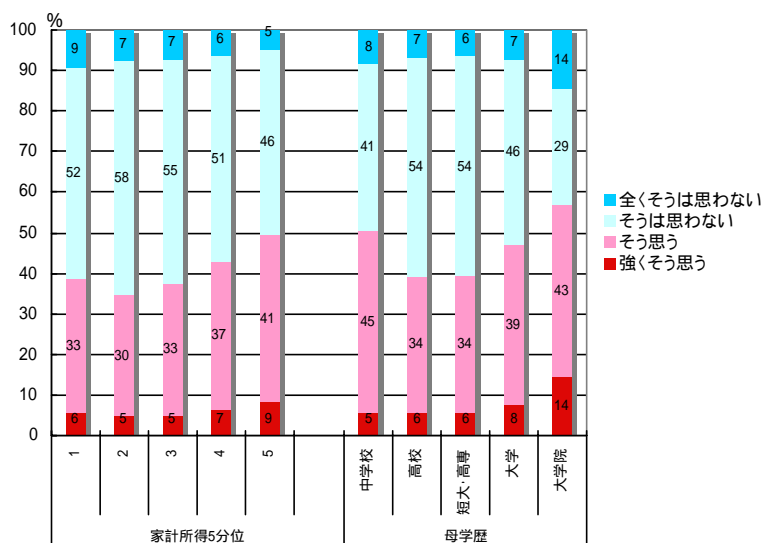
日本以外の各国では、学部段階で給付奨学金があるけれども、日本には給付奨学金がなく、ローンのみである点が際だっている。この点では、日本は各国の中で最もローン比率の高い国のひとつである。ただし、日本学生支援機構第1種奨学金は無利子であり、直接は目に見えないものの公的補助がなされており、その点では、グラントの要素を持っていることも忘れてはならない。

奨学金と関連して近年欧米で大きな問題となっているのはローン負担とローン回避問題であ

る。公財政負担軽減のため、各国とも給付奨学金（グラント）から貸与奨学金（ローン）へのシフトが急速に進んでいる。しかし、奨学金がローンである場合には、ローン未返済に陥る可能性は必ず存在する。さらに学生や家計は将来の負担を恐れてローンを回避する傾向がある。とりわけ低所得層ほどローン回避し、高等教育機会の選択に影響したり、ひいてはそのため進学を選択しない傾向があることが明らかにされてきた。これは、高等教育の機会均等のための奨学金がローンの場合には、最も学生援助を必要とする層が援助を受けないことになり、低所得層には効果がないことを意味しているため、大きな問題となり、欧米では、きわめてローン未返済やローン回避傾向に関する研究がなされている<sup>5)</sup>。

しかし、日本では、公的奨学金はローンであるにもかかわらず、これまでローン回避の調査はなかった。しかし、学術創成科研「保護者調査」によれば、図 10-4 のように、英米の研究結果と同様、全体としては、ローン回避は保護者・高校生とも高所得層ほど高いが、保護者について最も低所得層（第 I 分位）の場合、ローンを回避する傾向が示された。

図 10- 4 所得分位別母学歴別ローン回避傾向（ローンは子どもの負担となるので借りたくない）  
保護者



データ：学術創成科研「保護者調査」2005

<sup>5)</sup> ローン未返済については、Million 2004 の文献レビューが詳しい。また、ローン回避傾向については、Campaigne and Hossler 1998, Price 2004, Kesterman 2006, Callender and Jackson 2005, Callender 2006 など。また、ローン回避と関連して、教育資金市場における借入拘束性（barrowing constraints）についても、多くの研究がある（Hanushek, Leung and Yilmz 2004 など）。

表 10- 2 所得分位別ローン回避傾向(高校生)

		家計所得5分位					
		1	2	3	4	5	合計
男	強くそう思う	12.4	8.9	10.8	11.6	13.2	11.3
	そう思う	35.9	36.1	36.1	39.3	42.3	38.0
	そうは思わない	42.7	46.3	45.9	43.3	38.1	43.4
	全くそうは思わない	9.0	8.6	7.2	5.8	6.3	7.3
女	強くそう思う	9.4	8.4	7.5	10.4	11.9	9.5
	そう思う	37.6	39.8	40.6	39.1	39.8	39.5
	そうは思わない	45.5	46.9	46.1	40.1	42.6	44.2
	全くそうは思わない	7.5	5.0	5.8	10.4	5.7	6.8
計	強くそう思う	10.8	8.7	9.3	11.0	12.6	10.4
	そう思う	36.8	38.0	38.1	39.2	41.0	38.7
	そうは思わない	44.2	46.6	46.0	41.7	40.4	43.8
	全くそうは思わない	8.2	6.8	6.6	8.1	6.0	7.0

(データ) 学術創成科研「保護者調査」「高校生調査」2005年11月

自乗検定 \*\*\*P<0.01, \*\*P<0.05, \*P<0.1

また、高校生については、表 10-2 のように、低所得層のローン回避傾向はみられるものの有意な差ではない。そこで、さらに、高校生について、表 10-3 のように、「強くそう思う」と「そう思う」をローン回避、「そうは思わない」と「全くそうは思わない」をローン非回避の 2 値に分けて、ロジット分析により検証したところ、表 10-4 のように、低所得層でローン回避傾向があることが確認された。

表 10- 3 所得分位別ローンを借りたくない(高校生)

家計所得5	1	2	3	4	5	合計	
男	48.3%	45.0%	46.9%	50.9%	55.6%	49.3%	*
女	47.0%	48.1%	48.1%	49.5%	51.7%	49.0%	
合計	47.6%	46.6%	47.4%	50.2%	53.6%	49.2%	*

(データ) 学術創成科研「保護者調査」「高校生調査」2005年11月

自乗検定 \*\*\*P<0.01, \*\*P<0.05, \*P<0.1

質問「卒業後の返済が不安だから、なるべく奨学金を借りたくない」

(注) 強くそう思う + そう思うの比率

ローン回避傾向に影響を与えるとみられる中 3 成績や性別、兄弟数などをコントロールしても第 1 分位の方が第 2 分位よりローン回避傾向は強い。このモデルでは、ローン回避傾向は負になるほど強い。所得分位変数のベースは最もローン回避傾向の強い第 V 分位であるため、第 V 分位に対する相対的な傾向を表しており、第 I 分位の方が第 II 分位よりローン回避傾向が強いと言える。



表 10- 4 ローンを借りたくない(高校生)のロジット分析

	B	P	B	P	B	P
第I分位	-0.34	***	-0.30	**	-0.30	**
第II分位	-0.35	***	-0.33	***	-0.33	***
第III分位	-0.29	***	-0.28	***	-0.28	***
第IV分位	-0.16		-0.16		-0.16	
中3成績	-0.13	***	-0.13	***	-0.13	***
性別(=女)	-0.01		0.00			
兄弟数	-0.17	***				
定数	1.03	***	0.64	***	0.64	***

(データ)学術創成科研「高校生調査」2005年11月

\*\*\*P<0.01, \*\*P<0.05, \*P<0.1

質問「卒業後の返済が不安だから、なるべく奨学金を借りたくない」

(注)従属変数 強くそう思う+そう思う=1, その他=0

保護者についても同様に、「全くそう思う」と「そう思う」と、「そうは思わない」と「全くそうは思わない」に2分して、ロジット分析を行った。その結果、表 10-5 のように、低所得層でローン回避傾向があることが確認された。

表 10- 5 ローンを借りたくない(保護者)のロジット分析

	B	P	B	P	B	P
第I分位	-0.45	***	-0.50	***	-0.45	***
第II分位	-0.62	***	-0.64	***	-0.62	***
第III分位	-0.49	***	-0.49	***	-0.48	***
第IV分位	-0.25	**	-0.25	**	-0.25	**
中3成績	-0.04		-0.03		-0.04	
性別(女)			0.08		0.08	
兄弟数			-0.20	***		
定数	0.09		0.48	***	0.05	

(データ)学術創成科研「保護者調査」2005年11月

\*\*\*P<0.01, \*\*P<0.05, \*P<0.1

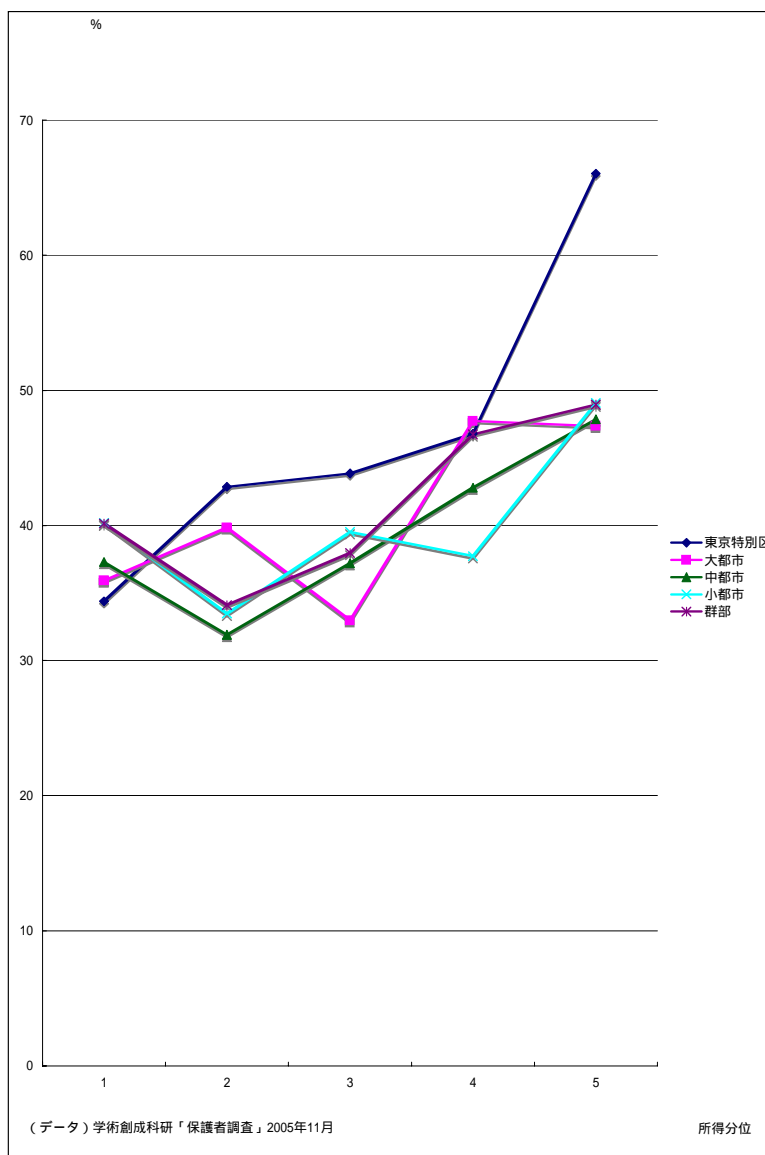
「将来に子どもの負担になるので借りたくない」

強くそう思う+そう思う=1                      その他=0

さらに、こうしたローン回避傾向は、地域によっても異なる。その理由は、所得と文化に地域差があると考えられるからである。図 10-5 は、保護者について、地域別にみたものである。

ローン回避傾向がきわめて高いのは、東京の高所得層であるが、東京の低所得層にはローン回避傾向がみられない。これに対して、中都市・小都市・郡部ではいずれも低所得層の方がローン回避傾向がみられる（ただし、郡部では 10%水準で有意ではない）。また、大都市の場合には、ローン回避傾向は、第 III 分位が最も弱く、他の地域と異なる傾向を示している。

図 10- 5 地域別所得階層別ローン回避傾向(保護者)



なお、これらの傾向は、表 10-6 のように、ロジット分析でも検証できる。高校生については、地域別に明確な傾向はみられなかった。

表 10- 6 地域別ローン回避傾向のロジット分析(保護者)

	東京特別区 P	大都市 P	中都市 P	小都市 P	群部 P
第I分位	-1.21 ***	-0.51 *	-0.46 **	-0.38 **	-0.24
第II分位	-0.84 **	-0.34	-0.68 ***	-0.67 ***	-0.50 *
第III分位	-0.82 **	-0.63 ***	-0.44 **	-0.40 **	-0.33
第IV分位	-0.73 *	0.02	-0.21	-0.48 **	0.03
中3成績	0.14	-0.09	-0.06	-0.03	-0.02
定数	0.13	0.19	0.13	0.08	-0.10

(データ) 学術創成科研「保護者調査」2005年11月

\*\*\*P<0.01, \*\*P<0.05, \*P<0.1

「将来に子どもの負担になるので借りたくない」

強く思う+そう思う=1

これらの結果は、ローン回避傾向が低所得層で現れていることを示していると考えられる。日本以外の各国では、学部段階で給付奨学金があるけれども、日本には給付奨学金がなく、ローンのみである点が際だっている。その点からも低所得層でローン回避の傾向があるとすれば、今後の奨学金のあり方を検討する必要を示している。

#### 4. 奨学金のあり方

ローン回避が高等教育機会に関して、大きな問題となるのは、ローンを回避するため、進学を断念したり、進路を変更したりするため、高等教育機会に大きな影響を与えるためである。たとえば、イギリスではこの点が具体的な調査によって検証されている(Callender 2003)。しかし、今回の分析した限りでは、学術創成科研の調査データで、ローン回避と、親や高校生の進路希望や決定進路とは関連が見いだせなかった。つまり、ローン回避傾向が進学希望や進学決定に対して、影響を与えていないことになる。

今回の分析結果だけで、わが国では、ローン回避が進路選択に関連がないと断定するのは危険であり、地域別などより詳細に分析する必要があるが、注目すべき結果だと言える。ローン回避と進路選択に関連がないとすれば、その理由としては次の2つが考えられる。一つは、わが国では、親や高校生の進学アスピレーションがきわめて強いために、教育費負担に関して「無理して進学」を選択するため、教育費負担やローン回避傾向と進路希望に関連が見られない可能性がある。もう一つは、とりわけ高校生の場合には、教育費負担より、大学合格が先決問題であり、教育費負担やローンの返済まで考慮していない可能性がある。

いずれにせよ、こうした理由のため、現在までのところ、わが国ではローン回避問題は高等教育機会に影響を与えることが少なく、そのため深刻な問題ではなかったかもしれないと考えることもできよう。しかし、これ以上ローンが拡大したり、利率率が上昇すれば、ローン回避

は、高等教育機会に与える影響が大きくなる可能性があり、今後の奨学金のあり方について、早急に検討する必要がある。

#### 参考文献

- 小林雅之 2007 年 a 「高等教育機会の格差と是正政策」 『教育社会学研究』 80, 47-70 頁。
- 小林雅之 2007 年 b 「高等教育の経済分析」 『高等教育研究』 10, 63-81 頁。
- 小林雅之・濱中義隆・島一則 2002 年 『学生援助制度の日米比較』 文教協会研究刊行成果報告書。
- American Council on Education (2004). *Debt Burden: Repaying Student Debt*, American Council on Education.
- Callender, C. (2003). *Attitudes to Debt*, Universities UK/ HEFCE.
- Callender, C. (2006). *Access to Higher Education in Britain. Cost-Sharing and Accessibility in Higher Education*. P. N. Teixeira, B. D. Johnstone, M. J. Rosa and H. Vossensteyn, Springer: 104-132.
- Callender, C. and J. Jackson (2005). "Does the Fear of Debt Deter Students from Higher Education?" *Journal of Social Policy* 34: 509-540.
- Campaigne, D. A. and D. Hossler (1998). *How Do Loans Affect the Educational Decisions of Students?: Access, Aspirations, College Choice, and Persistence. Condemning Students to Debt*. R. Fossey and M. Bateman, Teachers College Press: 85-104.
- Drewes, T. and C. Michael (2006). "How Do Students Choose a University?" *Research in Higher Education* 47, No. 7: 781-800.
- Dynarski, S. (1994). "Who Defaults on Student Loans?" *Economics of Education Review* 13, No. 1: 55-68.
- Fossey, R. and M. Bateman, Eds. (1998). *Condemning Students to Debt*, Teachers College Press.
- Hanushek, E. A., C. K. Y. Leung, et al. (2004). "Borrowing Constraints, College Aid, and Intergenerational Mobility." *NBER Working Paper* No. 10711.
- Kesterman, F. (2006). "Student Borrowing in America." *Journal of Student Financial Aid* 36, No. 1: 34-52.
- Million, R. (2004). *Student Loan Default: Literature Review*, TG Research and Analysis Services.
- Price, D. V. (2004). *Borrowing Inequality*, Lynne Rienner.

## 第11章 日本学生支援機構の奨学金に関わる大学教育投資の 経済的効果とコストベネフィット分析

### - 大学生を対象とした貸与事業に注目した試験的推計 -

島一則（国立大学財務・経営センター）

#### 1. はじめに

##### 1-1 研究の背景と目的

本論文の目的は、日本学生支援機構（以下「学生支援機構」）の奨学金貸与事業に関わる教育投資の経済的効果とその収益率を、大学生を対象とした奨学金貸与事業に限り試験的に推計することにある。このような推計作業が求められる社会的背景として、大学進学率の上昇がある。平成17年時点において、大学進学率は44.2%（短大を含むと51.5%）に達し、トロウの言うところのユニバーサル段階を迎えつつある大学教育に関わる学生支援機構の事業費総額は4900億円に達している。このような大規模な社会的な費用負担について、「教育機会の均等化」といった「平等性」の理念から必要なもの・当然なされるべき社会的な費用負担と考えることも出来る。しかしながら、「効率性」といった観点からも、現在なされている社会的な費用負担が、どのような経済的効果を生んでいるのか、どのような投資効率性を有しているのかといった点について、客観的なデータに基づいて捉えなおす作業も社会的に重要であると考えられる。そこで、以下では、学生支援機構の奨学金貸与事業に関わる大学教育投資の経済的効果とその収益率の推計を行うこととする。しかしながら、上記の作業の実施に当たっては、各種のデータ制約が存在する。そこでこの点については、以下に説明するような形で、複数の仮定を置くことにより対応した。したがって、その推計結果の利用にあたっては、おかれた一連の仮定について、十分留意されることを求めるものである。しかしながら、これらの仮定は極端に現実から乖離したものではなく、推計結果には一定の社会的意義があるものとする。

##### 1-2 研究の枠組みとデータ

教育経済学における教育と経済の関係を分析するための理論のひとつとして、人的資本理論があげられる。当該理論は、これに関連し複数のノーベル経済学賞受賞者を出しており（セオードル・シュルツやゲーリー・ベッカー等）、教育経済学の分野において中心的な役割を果たしている理論である。

当該理論のごく基本的な考え方は、「個人が教育を受けると生産能力が高まるために、高賃金を得られるようになる」（荒井,2002,『教育の経済学・入門』）というものである。ここでは、当該理論に依拠し、学生支援機構の奨学金貸与事業により高等教育進学機会を確保されたもの（学生支援機構の奨学金を受給することによって初めて進学が可能となったもの）は、当該高等教育を受けることにより、より高い賃金を得ることが可能となり、その結果として学歴間生涯賃金格差分だけの経済的効果（個人に帰属するもの・公的部門に帰属するものを含む）を生み出すと考

えることとする。

学生支援機構の経済的効果といっても、本稿が対象としているのは、学生支援機構のすべての業務ではなく、(1)奨学金貸与事業に限ったものである。また、その中でも(2)大学生への奨学金貸与事業(平成17年度新規採用分)に限定したものである<sup>1)</sup>。さらに、(3)奨学金貸与事業の目的をA.進学機会の均等化(高等教育へのアクセスの問題)とB.修学条件の均等化(高等教育におけるプロセスの問題)の2つに区分して考えるとすれば、本稿は前者、すなわち学生支援機構の奨学金貸与事業により、進学機会が確保された学生に関わる経済的効果に限定したものである。

それでは、以下に具体的な経済的効果の推計手段について整理する。はじめに、大学への進学機会が確保されることにより1人あたりどの程度の経済的効果が生み出されるのかを推計する。より具体的に言えば、学歴・性別生涯賃金格差の推計である(2節1項)。こちらは、以下の3つのステップに分解される((ア)学歴・性別賃金関数の推計、(イ)学歴・性別生涯賃金の推計、(ウ)学歴・性別生涯賃金格差の推計)。

次に、学生支援機構の奨学金貸与事業により大学進学機会を確保することが出来た学生数の推計である(2節2項)。こちらについては、以下の3つの仮定に基づいて推計を行う((ア)平成17年度において奨学生として採用されたものすべてが、当該奨学金によって進学機会が確保されたものとする仮定。(イ)上記の奨学生のうち、家庭給付のみでは修学が不自由であると感じているもの・困難と感じているもの・家庭給付をうけていないものが、当該奨学金によって進学機会が確保されたものとする仮定。(ウ)上記のうち、家庭給付のみでは修学が困難と感じているもの・家庭給付をうけていないもののみ限定したものが、当該奨学金によって進学機会が確保されたものとする仮定)。

以上によって求められた大学進学<sup>2)</sup>の経済的効果に、学生支援機構の奨学金貸与事業により大学進学機会を確保することが出来たと想定される学生数(仮定 ~ )を掛け合わせることで、学生支援機構の経済的効果を推計することとする(2節3項)。

上記の作業によって、学生支援機構が有する経済的効果について明らかになるわけだが、これらの経済的効果を生み出すにあたっては、先にも述べたように当然費用負担がなされている。経済的効果(ベネフィット)は当然のことながら、その費用(コスト)との比較のもとで評価されなければならない。そこで、3節1項において、そのコストの推計を行う。そして3節2項において、そのコストとベネフィットの比較を収益率に注目して行うこととする。4節においては、上記から得られた知見を整理し、政策的含意を明らかにする。

## 2. 奨学金がもたらす経済的効果の推計

### 2-1 大学進学<sup>2)</sup>の経済的効果

#### 2-1-1 税引き前学歴・性別生涯賃金

まず、はじめに大学進学<sup>2)</sup>の経済的効果を推計するために、税引き前の学歴・性別生涯賃金関数を算出する。学歴・性別の賃金関数を推計するにあたって、厚生労働省統計情報部による『賃金

構造基本統計調査報告書』(平成17年度)を利用する。より具体的には、当該資料の第1表「年齢階級別きまって支給する現金給与額,所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」(産業計・民公営計)における年齢階級別の「きまって支給する現金給与額」のデータを12倍し、これに「年間賞与その他特別給与額」のデータを加えることにより、学歴・性別の各年齢階級における年間賃金を算出した。この年間賃金をY軸にとり、年齢階級内における平均年齢をX軸にとったプロット図が図11-1～11-4である。当該図にみられる年齢と年間賃金の線形関係を最小二乗法によって、3次関数として推計したものが、以下の各学歴・性別の賃金関数(図中の3次関数)である。

図 11-1 男子大卒賃金関数

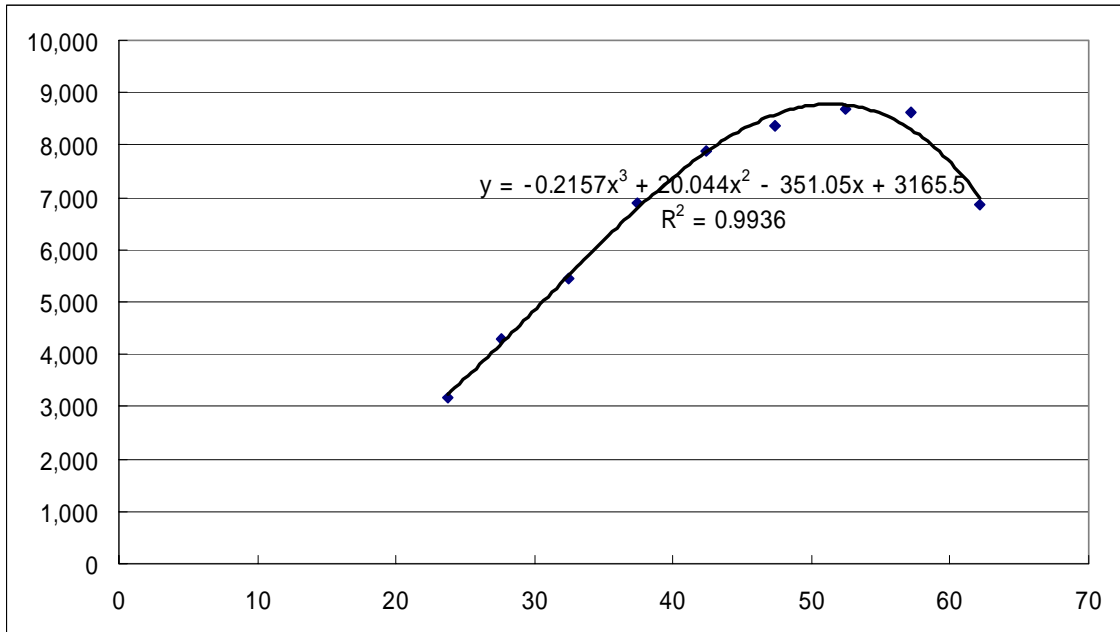


図 11-2 男子高卒賃金関数

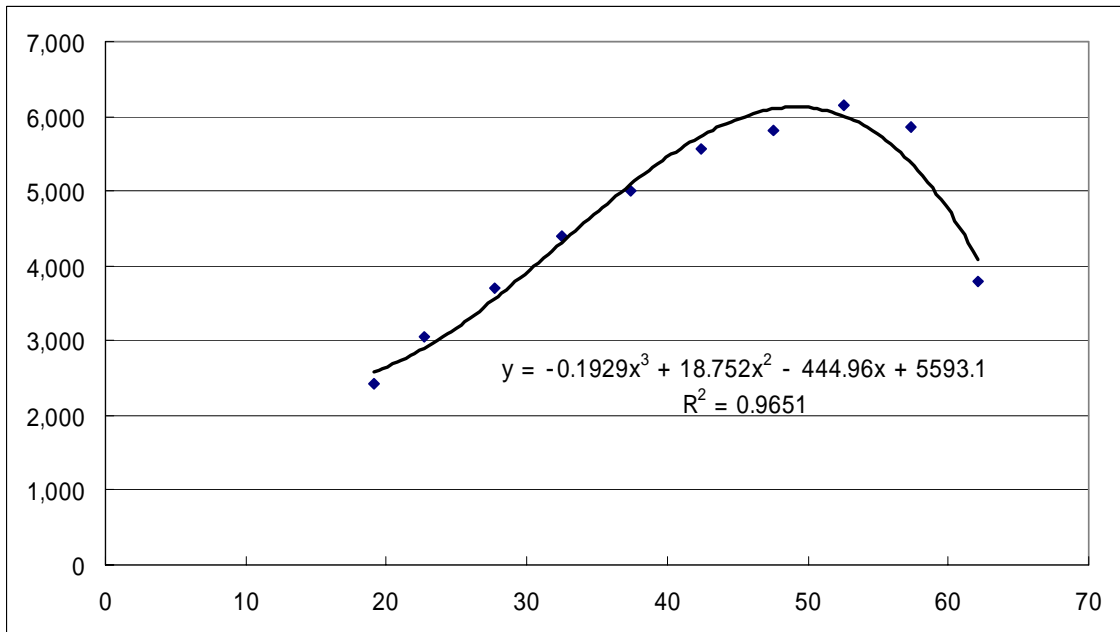




図 11-3 女子大卒賃金関数

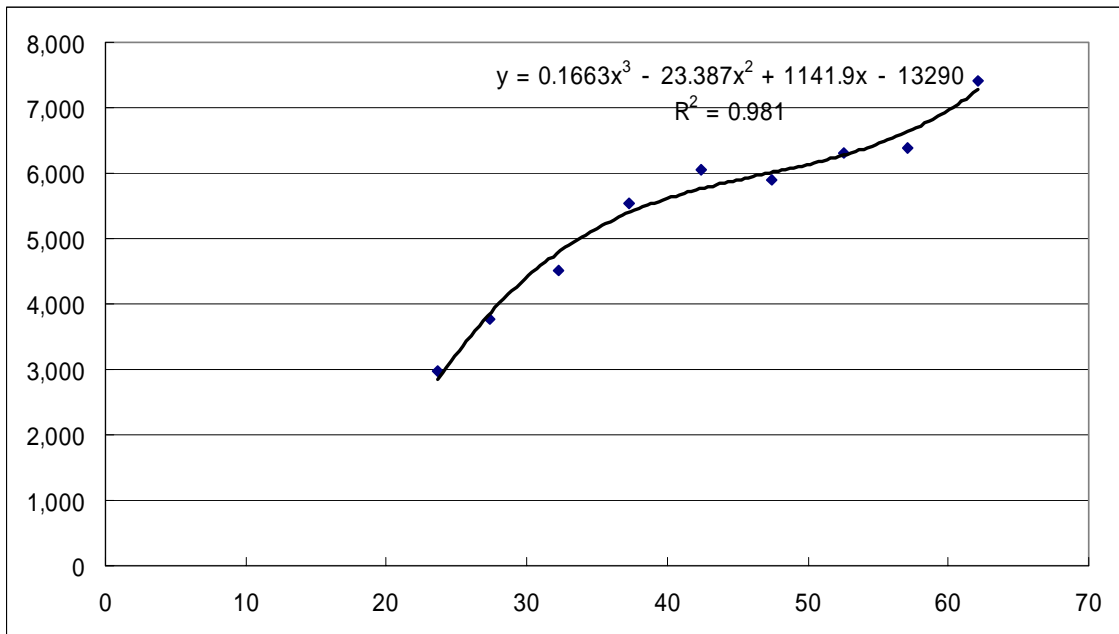
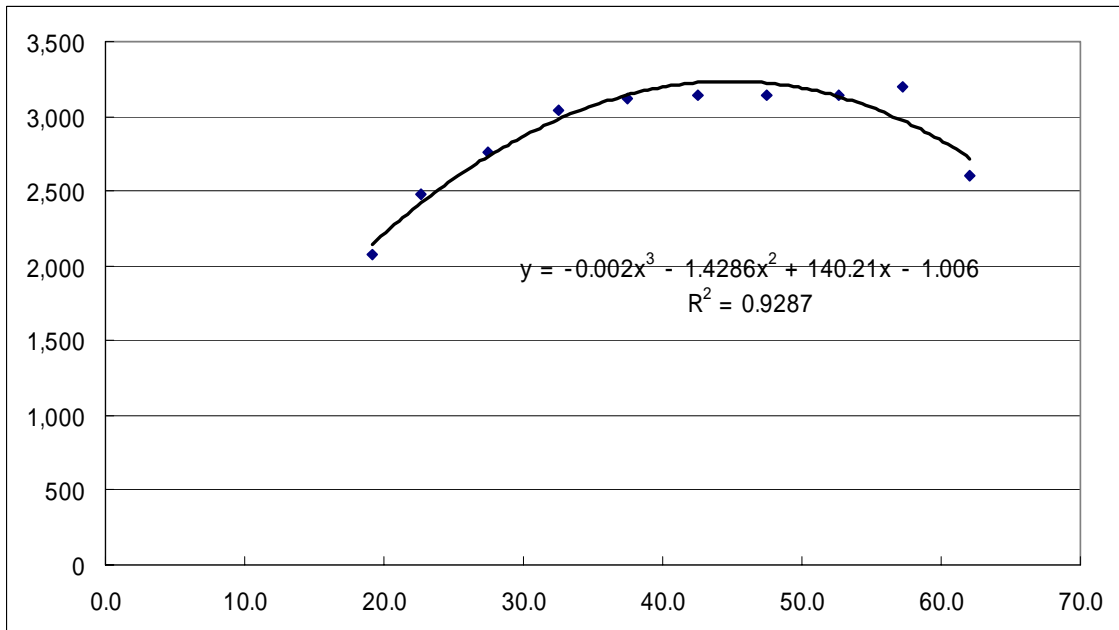


図 11-4 女子高卒賃金関数



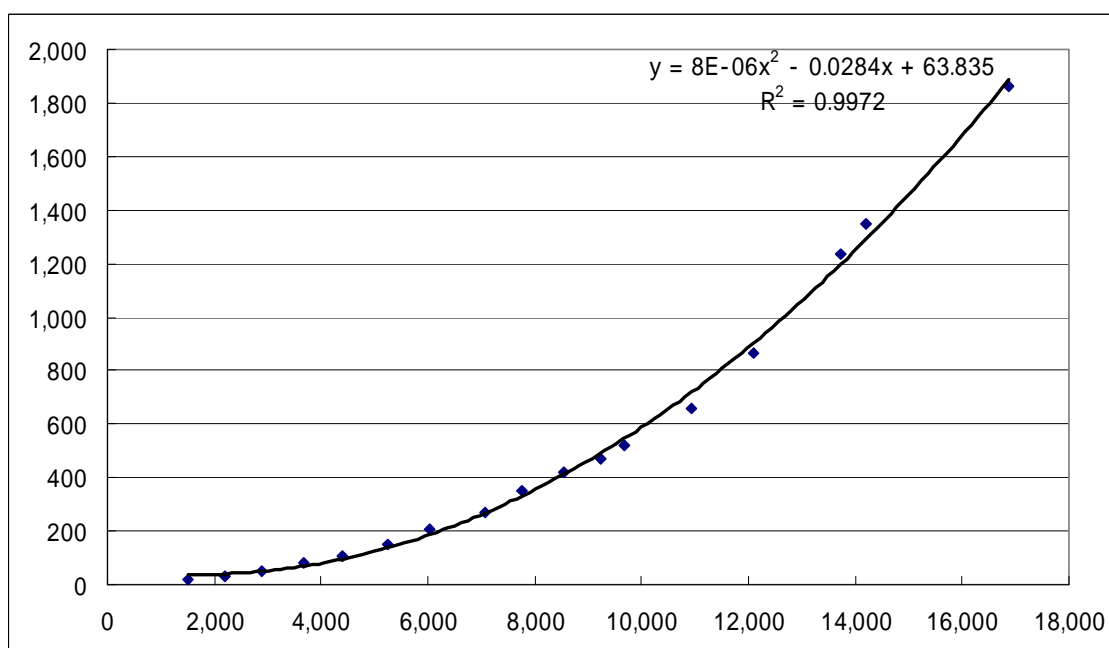
以上の税引き前の賃金関数から男子大卒，高卒，女子大卒，高卒者の生涯賃金（卒業後 65 歳まで働くと仮定する）を算出すると，それぞれ次の額となる<sup>11</sup>。

- 大卒・男子 295,669,000 円
- 高卒・男子 219,622,000 円
- 大卒・女子 244,695,000 円
- 高卒・女子 137,009,000 円

### 2-1-2 税引き後学歴・性別生涯賃金

以上において、学歴・性別の賃金関数と生涯賃金を推計してきたわけであるが、こちらには税額分が含まれている。そこで以下では、税額分を控除した賃金関数の推計を同時に行うこととする。このためには、賃金と税額との関係を表す税額関数が必要となってくるわけであるが、この点については、総務省統計局の『家計調査年報』（家計収支編(二人以上の世帯)）(平成17年度)を利用することとする。ここでは、当該資料の第2-4表「世帯主の定期収入階級・定期収入五分位階級別1世帯当たり年平均1ヶ月間の収入と支出(勤労者世帯)」における「世帯主収入」と「勤労所得税」(以下「所得税」とする)をそれぞれ12倍し、年間世帯主収入と年間所得税の関係をプロットしたものが図11-5である<sup>iii</sup>。これらの線形関係を最小二乗法によって、2次関数として推計したものが、以下の所得税額関数(以下「税額関数」とする)である。

図 11-5 勤労所得税額関数



次に、以上の税額関数から算出した支払税額を除いた税引き後の学歴・性別生涯賃金関数を算出する。より具体的には、以上の税額関数を利用して、所得税額を推計した額を賃金から控除した後、税引き後の賃金に対してあらたに賃金関数の推計を行う。これにより、税引き後の賃金関数を推計する。具体的な税引き後の賃金関数は、下に示す図11-6～図11-9とおりである。

図 11-6 男子大卒賃金関数

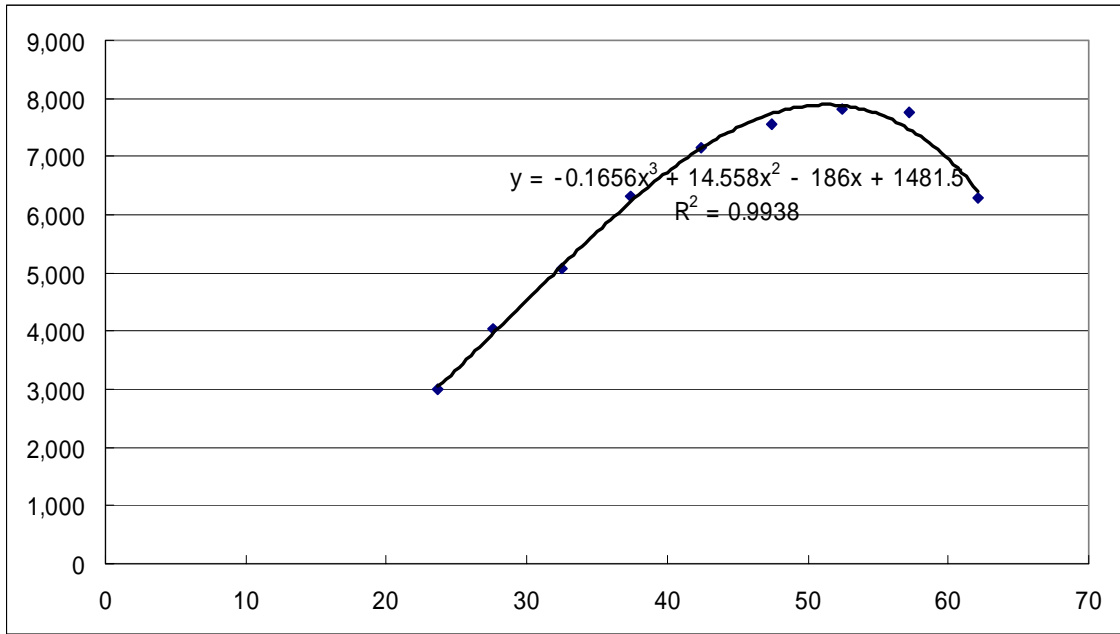


図 11-7 男子高卒賃金関数

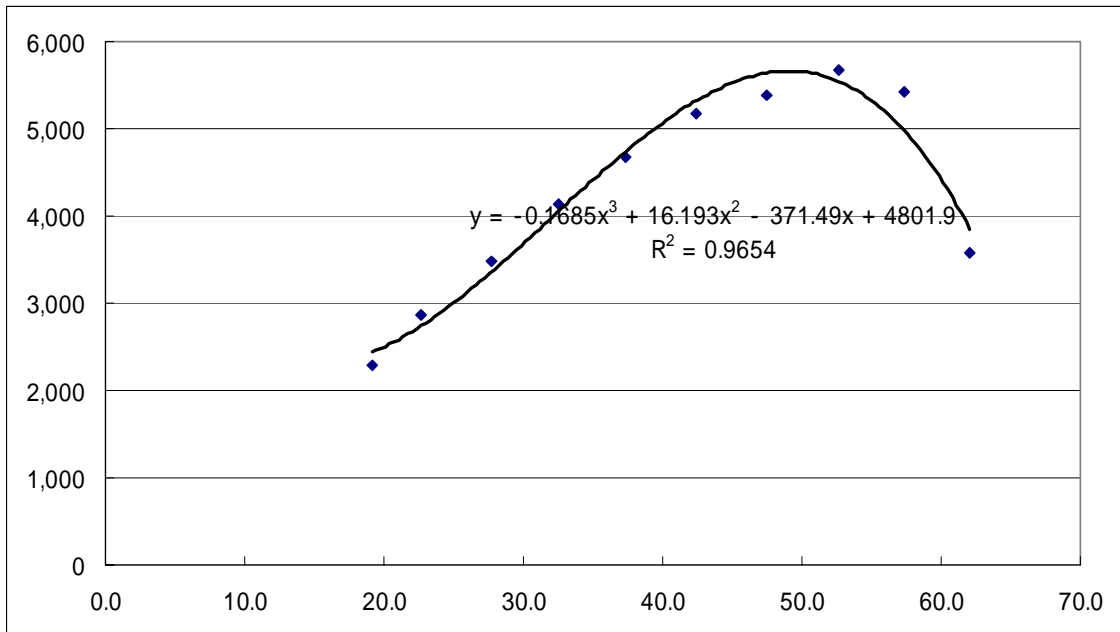


図 11-8 女子大卒賃金関数

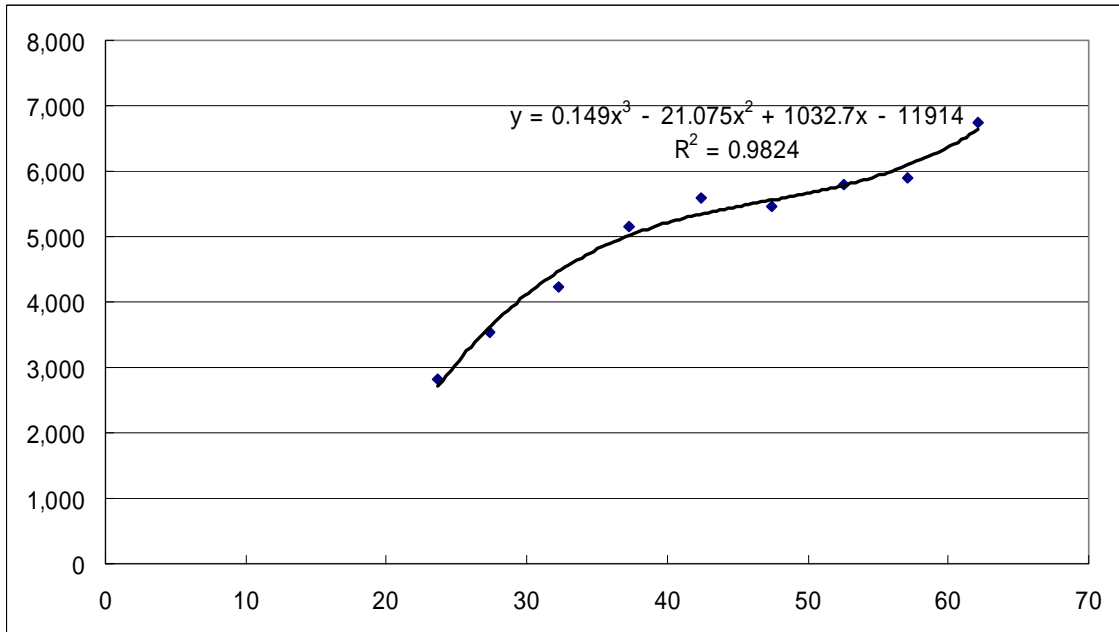
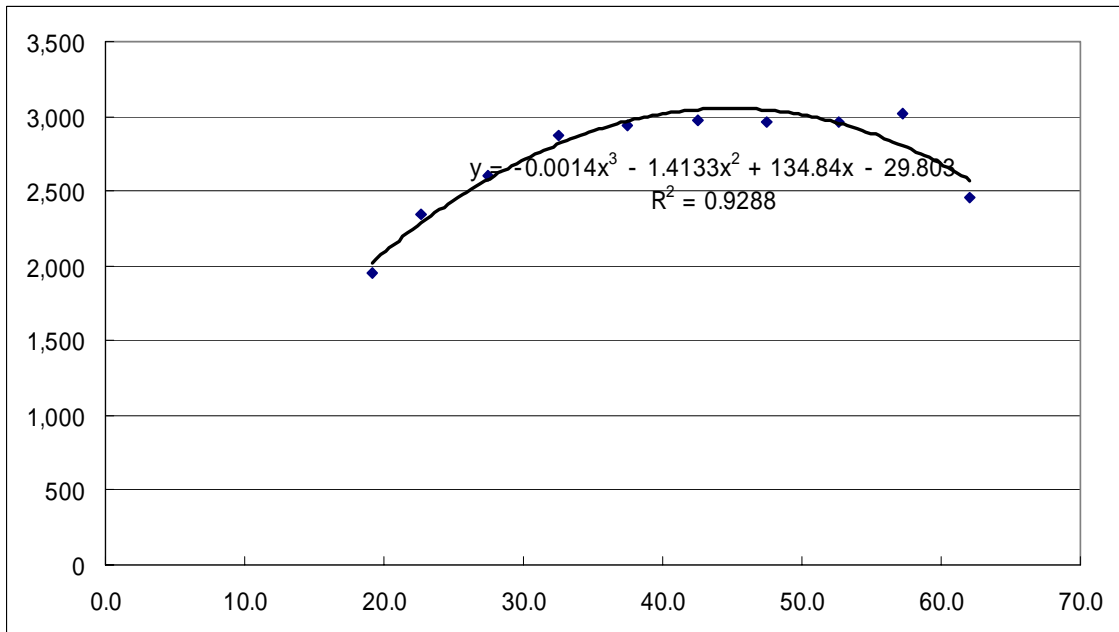


図 11-9 女子高卒賃金関数



以上の税引き後の賃金関数から男子大卒，高卒，女子大卒，高卒者の生涯賃金（卒業後 65 歳まで働くと仮定する）を算出すると，それぞれ次の額となる。

- 大卒・男子 283,977,000 円
- 高卒・男子 214,110,000 円
- 大卒・女子 237,115,000 円
- 高卒・女子 134,636,000 円

これらの結果に基づき、税引き前の賃金関数について、大学進学 of 経済的効果（学歴別の生涯賃金格差）を男子、女子それぞれについて算出すると、男子 76,047,000 円、女子 107,686,000 円となる。一方で、税引き後の賃金関数について、大学進学 of 経済的効果を算出すると、男子 69,867,000 円、女子 102,479,000 円となる。前者は社会全体に帰属する経済的効果であり、後者は個人に帰属する経済的効果となる。この両者の差額は税収となり公的部門に帰属する経済的効果となる<sup>iv</sup>。

## 2-2 奨学金により大学進学が可能となった学生数

2 節 1 項において、学生一人当たりの大学進学 of 経済的効果について明らかにしてきた。本節では以下の 3 つの仮定に基づいて、学生支援機構の奨学金貸与事業により進学機会を確保されたものの数を推計することとする。まず 3 つの仮定について整理する。

仮定 ⅰ：平成 17 年度において奨学生として新規に採用されたものすべてが、当該奨学金によって進学機会が確保されたものとする。

仮定 ⅱ：仮定 ⅰ の奨学生のうち、家庭給付のみでは修学が不自由であると感じているもの・困難と感じているもの・家庭給付をうけていないものが、当該奨学金によって進学機会が確保されたものとする。

仮定 ⅲ：仮定 ⅱ の奨学生のうち、家庭給付のみでは修学が困難と感じているもの・家庭給付をうけていないものが、当該奨学金によって進学機会が確保されたものとする。

### 2-2-1 仮定 ⅰ に基づく学生数

平成 17 年度の仮定 ⅰ の学生数については、学生支援機構の提供資料を利用した。仮定 ⅰ に基づく、学生支援機構の奨学金貸与事業により進学機会を確保された学生数は、表 11-1 に示したとおりとなっている<sup>v</sup>。

表 11-1 仮定 ⅰ に基づく進学機会確保者数（設置形態・男女別奨学生採用数）

大学(学部)	国立		公立		私立	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
第一種奨学生採用数	10,849	6,943	1,849	2,624	23,049	20,307
第二種奨学生採用数	17,892	9,673	3,598	3,792	65,557	43,260

これらの学生すべてが学生支援機構の奨学金によってはじめて進学可能となったものと仮定すると、男子 122,794 人、女子 86,599 人が奨学金によって進学可能となったことになる。

### 2-2-2 仮定 ⅱ に基づく学生数

次に、仮定 ⅱ の学生数を算出するに当たっては、学生支援機構の「学生生活調査報告」（平成 16 年度）の提供データを利用した。当該データにおいて「家庭給付の状況別修学状況」に関する質問項目があり、具体的には「家庭からの給付と修学との関係（最近 1 年間の経験から）」に関わる選択肢として「1. 家庭からの給付のみで修学可能」「2. 家庭からの給付のみでは修学

不自由」「3. 家庭からの給付のみでは修学継続困難」「4. 家庭からの給付なし」がある。このうちの学生支援機構の奨学金を受給しているもののうち「2. 家庭からの給付のみでは修学不自由」「3. 家庭からの給付のみでは修学継続困難」「4. 家庭からの給付なし」と回答しているものの比率を設置形態別・男女別に求めた比率<sup>vi</sup>が表 11-2 の上段にまとめてある。当該数値と先の表 11-1 で求めた数値を掛け合わせたものが、表 11-2 の下段にまとめてある数値となる。

表 11-2 仮定 に基づく進学機会確保者数

大学(学部)	国立		公立		私立	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
給付なし・困難・不自由	91%	92%	90%	90%	90%	92%
第一種奨学生	9,848	6,363	1,658	2,373	20,701	18,622
第二種奨学生	16,241	8,865	3,226	3,429	58,878	39,669

これらの学生すべてが学生支援機構の奨学金によってはじめて進学可能となったものと仮定すると、男子 110,552 人、女子 79,320 人が奨学金によって進学可能となったことになる(なお、表中の数値の小数点以下の部分の関係で必ずしも上記の数値と一致しないケースがある。以下同様)。

### 2-2-3 仮定 に基づく学生数

次に、仮定 の学生数を算出するに当たっても同様に、学生支援機構の「学生生活調査報告」(平成 16 年度)の提供データを利用した。仮定 では、学生支援機構の奨学金を受給しているもののうち「3. 家庭からの給付のみでは修学継続困難」「4. 家庭からの給付なし」と回答しているものの比率を設置形態別・男女別に求めた比率が表 11-3 の上段にまとめてある。当該数値と先の表 11-1 で求めた数値を掛け合わせたものが表 11-3 の下段にまとめてある数値となる。

表 11-3 仮定 に基づく進学機会確保者数

大学(学部)	国立		公立		私立	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
給付なし・困難	52%	55%	52%	53%	54%	55%
第一種奨学生	5,587	3,793	967	1,381	12,334	11,119
第二種奨学生	9,215	5,284	1,882	1,996	35,081	23,686

これらの学生すべてが学生支援機構の奨学金によってはじめて進学可能となったものと仮定すると、男子 65,067 人、女子 47,258 人が奨学金によって進学可能となっていることになる。

### 2-3 奨学金により大学進学可能となった学生が生み出す経済的效果

2 節 1 項と 2 節 2 項において、学生 1 人当たりの大学進学によって生み出される経済的效果と奨学金によって進学可能となった学生数の推計を行った。以下では、仮定 ~ それぞれについて、学生支援機構の奨学金によって進学可能となった学生によって生み出される経済的效果について推計を行う。

### 2-3-1 仮定 に基づく経済的効果

仮定 に基づくと、学生支援機構の奨学金によって進学可能となった学生数は、設置主体別・性別にそれぞれ表 11-1 のとおりとなる。これらの数値に男女別の大学進学 of 経済的効果(2 節 1 項)を掛け合わせた結果が表 11-4・11-5 となる。

表 11-4 仮定 に基づく社会全体に帰属する経済的効果

男子	女子	総計
9,338,115,318	9,325,499,914	18,663,615,232

(単位：千円)

表 11-5 仮定 に基づく個人に帰属する経済的効果

男子	女子	総計
8,579,248,398	8,874,578,921	17,453,827,319

(単位：千円)

以上から、仮定 に基づいた場合、学生支援機構の奨学金によって進学可能となった大学生によって生み出される経済的効果は、18.7 兆円(税引き前)となる。以上は社会全体に帰属する額であり、このうち個人に帰属する部分は 17.5 兆円(税引き後)、公的部門に帰属する部分は 1.2 兆円(税引き前と税引き後の差)となる。

### 2-3-2 仮定 に基づく経済的効果

仮定 に基づくと、学生支援機構の奨学金によって進学可能となった学生数は、設置主体別・性別にそれぞれ表 11-2 のとおりとなる。これらの数値に男女別の大学進学 of 経済的効果(2 節 1 項)を掛け合わせた結果が表 11-6・11-7 となる。

表 11-6 仮定 に基づく社会全体に帰属する経済的効果

男子	女子	総計
8,407,136,093	8,541,680,744	16,948,816,836

(単位：千円)

表 11-7 仮定 に基づく個人に帰属する経済的効果

男子	女子	総計
7,723,925,696	8,128,660,187	15,852,585,883

(単位：千円)

以上から、仮定 にもとづいた場合学生支援機構の奨学金によって進学可能となる大学生によって生み出される経済的効果は、16.9 兆円(税引き前)となる。以上は社会全体に帰属する額であり、このうち個人に帰属する部分は 15.9 兆円(税引き後)、公的部門に帰属する部分は 1.0 兆円となる(税引き前と税引き後の差)。

### 2-3-3 仮定 に基づく経済的効果

仮定 に基づく、学生支援機構の奨学金によって進学可能となった学生数は、設置主体別・性別にそれぞれ表 11-3 のとおりとなる。これらの数値に男女別の大学進学を経済的効果(2 節 1 項)を掛け合わせた結果が表 11-8・11-9 となる。

表 11-8 仮定 に基づく社会全体に帰属する経済的効果

男子	女子	総計
4,948,117,685	5,089,031,858	10,037,149,542

(単位：千円)

表 11-9 仮定 に基づく個人に帰属する経済的効果

男子	女子	総計
4,546,006,263	4,842,959,119	9,388,965,382

(単位：千円)

以上から、仮定 に基づいた場合、学生支援機構の奨学金によって進学可能となる大学生によって生み出される経済的効果は、10 兆円(税引き前)となる。以上は社会全体に帰属する額であり、このうち個人に帰属する部分は 9.4 兆円(税引き後)、公的部門に帰属する部分は 6000 億円となる(税引き前と税引き後の差)。

以上からは仮定 ~ のいずれの仮定を取ったとしても、学生支援機構の経済効果は非常に大きなものであることが確認される<sup>vii</sup>。

## 3. 奨学金に関わる教育投資収益率の推計

以上においては、学生支援機構の奨学金貸与事業により進学可能となったものが生み出す経済的効果(ベネフィット)について明らかにした。しかしながら、これらに対応する費用(コスト)についてはここまでふれてきていない。その第一の理由は、何よりもデータの制約の問題である。学生支援機構の奨学金貸与事業に関わるコストといった詳細な公表データ(将来的なコストの発生タイミングを含んだもの)はこれまでにほとんど明らかにされてきていなかった。しかしながら、今回学生支援機構の協力を得て、これらのデータの一部を入手することが可能となった(それでもコスト・ベネフィットの正確な推計を行う上での完全なデータセットと評価するには不十分なものである)。そこで、試験的にコスト・ベネフィット分析を、収益率概念を用いて実施することとした。なお、以下のコスト・ベネフィット分析は、すべて上記の仮定 に基づくものとして行う。

### 3-1 奨学金に関わる教育投資のコスト

学生支援機構の奨学金を受けて大学進学が可能となる学生に関わるベネフィット(経済的効果)については、すでに前節までで明らかにしてきた。そこで、以下ではコストについてまとめる。



### 3-1-1 個人に関わる教育投資のコスト

学生支援機構の奨学金を受けて、大学進学が可能となる学生が負担するコストは、以下の2種類となる。

直接コスト：大学進学に関わる直接費用

間接コスト：大学進学することにより放棄される賃金

まず、前者についてであるが、国公立大学については、文部科学省の『学校基本調査』（平成17年度）における「学校経費調査」における「授業料」と「入学金・検定料」の合計額をそれぞれの学生数で割った値に（表 11-10）、学生支援機構の奨学金によって進学可能となった学生数（表 11-3）を掛け合わせた額がこれに該当する（表 11-11）。私立大学についても同様に計算した（私立大学の場合は『今日の私学財政』（平成17年度）を使用した）。

表 11-10 1人あたり私的支出

1人あたり私的支出			
年齢	国立	公立	私立
19	508	566	1,183
20	508	566	1,183
21	508	566	1,183
22	508	566	1,183

（単位：千円）

表 11-11 私的支出全体

私的支出全体		
国立	公立	私立
12,138,836	3,524,517	97,263,089
12,138,836	3,524,517	97,263,089
12,138,836	3,524,517	97,263,089
12,138,836	3,524,517	97,263,089

(単位：千円)

次に、後者についてであるが、こちらについては高卒者の19歳から22歳までの性別年間賃金(表11-12)に2節で算出した学生支援機構の奨学金によって進学可能となったと考えられる学生数(表11-3)を掛け合わせた額が、その放棄賃金の額となる(表11-13)。

表 11-12 性別・一人あたり間接費用

年齢	男子1人あたり間接費用			女子1人あたり間接費用		
	私的	公的	社会的	私的	公的	社会的
19	2,541	44	2,585	2,094	40	2,134
20	2,606	45	2,652	2,175	41	2,216
21	2,686	47	2,732	2,254	41	2,295
22	2,778	48	2,826	2,329	42	2,371

(単位：千円)

(\*)なお、表11-12において、私的：個人に帰属する1人あたり放棄賃金、公的：公的部門に帰属する1人あたり放棄賃金、社会的：社会全体に帰属する1人あたり放棄賃金を指している。

表 11-13 間接費用・男女計（全体）

間接費用・男女計（全体）		
私的	公的	社会的
264,267,308	4,788,061	269,055,369
272,380,867	4,874,563	277,255,430
281,259,318	4,984,220	286,243,538
290,825,020	5,118,814	295,943,834

（単位：千円）

### 3-1-2 公的部門にかかわる教育投資コスト

学生支援機構の奨学金を受けて大学進学が可能となる学生に関して、公的に負担されるコストは以下の2種類となる。

政府・地方政府により大学教育に関して費用負担がなされている部分

学生支援機構が奨学金授業に関して費用負担している部分

まず、前者についてであるが、国公立大学については、文部科学省の『学校基本調査』（平成17年度）における「学校経費調査」における支出総額から授業料と入学金・検定料の合計額を引いた値を、学生数で割った（表 11-14）。さらにその値に学生支援機構の奨学金によって進学可能となったと考えられる学生数（表 11-3）を掛け合わせた額が表 11-15 である。私立大学についても同様に計算した（私立大学の場合は『今日の私学財政』（平成17年度）を使用した）<sup>viii</sup>。

表 11-14 一人当たり公的部門支出

年齢	国立	公立	私立
19	1,667	1,609	165
20	1,667	1,609	165
21	1,667	1,609	165
22	1,667	1,609	165

(単位：千円)

表 11-15 公的部門支出全体

政府支出全体		
国立	公立	私立
39,795,851	10,015,564	13,554,265
39,795,851	10,015,564	13,554,265
39,795,851	10,015,564	13,554,265
39,795,851	10,015,564	13,554,265

(単位：千円)

後者についてであるが、第一種奨学金と第二種奨学金にわけて説明する。まず、第二種奨学金についてであるが、学生支援機構によってなされた第二種奨学金に関わる政策コスト分析(平成18年度)において算出された、「返還免除補填金」「回収不能債権補填金」「債券発行諸費」「管理費」「政府補給金」に注目する。これらのうち70.7%(第二種貸与金額に占める大学分の割合)が大学分であると仮定したうえで、さらにその一学年分を算出するために4で割った。そのうえで、第二種奨学金受給者数(大学分)(表11-1)でこれを割ったのち、第二種奨学金によって進学可能となった学生数(大学分)(表11-3)をかけることによって推計を行った。

次に、第一種奨学金についてであるが、こちらについては政策コスト分析が行われていない。そこで、まず第二種奨学金に関するコストから、第二種奨学金の「債券発行諸費」を除く。そのうえで、第二種奨学金（新規採用分）（101,930,645 千円）に対する第一種奨学金（35,154,981 千円）の比率を乗じて、第一種奨学金のコスト（短大分含む）を推計した。このうち、54.6%（第一種貸与金額に占める大学分の割合）が大学分であると仮定したうえで、一学年分を算出するために4で割った。ついで、第一種奨学金受給者数（表 11-1）で割ったのち、第一種奨学金によって進学可能となった学生数（表 11-3）をかけることによって推計を行った。

以上の第二種奨学金と第一種奨学金によって、進学可能となる学生に関わるコストの合計額をまとめたものが表 11-16 である。

表 11-16 学生支援機構が負担する費用

	補助金等収入							政府補給金
		国庫補助金等				債券発行諸費	管理費	
		返還免除補填金	回収不能債権補填金					
18	1,888,182	520,035	21,625	141,286	35,865	321,259	1,368,052	
19	2,597,226	574,283	31,838	206,764	36,529	299,152	2,022,944	
20	3,062,941	611,453	37,604	273,082	23,720	277,046	2,451,489	
21	3,096,509	588,940	44,452	273,082	18,027	253,379	2,507,474	
22	3,083,155	563,666	51,180	273,082	17,743	221,661	2,519,489	
23	3,253,075	557,339	57,428	273,082	25,713	201,117	2,695,736	
24	3,263,867	533,770	62,714	273,082	18,122	179,852	2,730,097	
25	2,999,330	505,817	67,399	273,082	5,788	159,548	2,493,418	
26	2,862,475	488,598	71,965	273,082	3,226	140,325	2,373,877	
27	2,496,852	472,132	75,088	273,082	1,898	122,064	2,024,626	
28	2,183,448	460,017	77,732	273,082	4,080	105,124	1,723,431	
29	1,690,936	443,867	79,173	273,082	2,467	89,145	1,247,069	
30	1,785,784	427,223	79,534	273,082	0	74,608	1,358,561	
31	1,402,438	413,888	79,173	273,082	0	61,633	988,645	
32	1,191,804	398,630	75,569	273,082	0	49,979	793,175	
33	1,050,037	383,852	71,124	273,082	0	39,647	666,185	
34	899,645	370,156	66,198	273,082	0	30,876	529,584	
35	742,955	356,580	60,191	273,082	0	23,307	386,375	
36	591,817	340,481	50,339	273,082	0	17,060	251,336	
37	447,527	322,340	37,364	273,082	0	11,894	125,188	
38	321,499	309,485	28,474	273,082	0	7,929	12,014	
39	300,860	300,955	23,067	273,082	0	4,806	0	
40	24,174	24,269	21,505	0	0	2,763	0	
41	20,424	20,424	18,742	0	0	1,682	0	
42	15,353	15,258	14,177	0	0	1,081	0	
43	9,491	9,491	9,491	0	0	0	0	

（単位：千円）

次に、学生支援機構の奨学金によって、進学可能となった学生に対して貸与している金額に注目する。こちらも同様に政策コスト分析において算出されたデータを用いる。このうち、「貸付金」（第二種奨学金分）に注目する。貸付金については、学生支援機構より学部分を抽出した値

についての提供があったので、これを単純に4で割ることにより一学年分のコストを算出した。その後、先と同様に、第二種奨学金受給者数(大学分)(表 11-1)でこれを割ったのちに、第二種奨学金により進学可能となった学生数(大学分)(表 11-3)をかけることによって推計を行った。第一種奨学金については先と同様に計算した。

以上の第二種奨学金と第一種奨学金によって、進学可能となる学生に関わる貸付金の合計額をまとめたものが表 11-17 である。

表 11-17 学生支援機構が貸与する貸付金

	貸付金
18	65,636,492
19	50,260,158
20	34,406,583
21	17,864,698
22	1,161,606
23	722,270
24	0
25	0
26	0
27	0
28	0
29	0
30	0
31	0
32	0
33	0
34	0
35	0
36	0
37	0
38	0
39	0
40	0
41	0
42	0
43	0

(単位：千円)

次に、奨学金によって進学可能となった学生からの貸付回収金の額に注目する。こちらも同様に政策コスト分析のデータを用いる。このうち、「貸付回収金」(第二種分)に注目して、先と同様に70.7%が大学分であると仮定して、その一学年分を算出するために4で割った。そのうえで、第二種奨学金受給者数(大学分)(表11-1)でこれを割ったのち、第二種奨学金によって進学可能となった学生数(大学分)(表11-3)をかけることによって推計を行った。第一種奨学金についてであるが、こちら先と同様に推計を行った。

以上の第二種奨学金と第一種奨学金によって、進学可能となる学生に関わる貸付回収金の合計額をまとめたものが表11-18である。

表11-18 学生支援機構が回収する貸付金

		貸付回収金		
		第一種 + 第二種奨学金		
		繰上償還分	約定分	延滞解消分
18	13,402,513	3,599,081	9,519,416	284,015
19	15,782,789	4,331,944	11,107,688	343,244
20	18,978,255	5,192,398	13,381,006	404,877
21	22,516,704	6,000,470	16,030,008	486,213
22	25,976,120	6,442,471	18,952,812	580,884
23	27,655,489	5,976,922	20,992,215	686,369
24	27,801,853	5,530,356	21,500,053	771,429
25	27,244,077	4,883,034	21,533,693	827,295
26	25,882,888	4,269,591	20,748,327	864,899
27	24,397,554	3,692,551	19,828,644	876,433
28	22,770,576	3,155,158	18,740,401	875,111
29	21,247,193	2,654,408	17,730,972	861,775
30	19,347,073	2,199,792	16,305,012	842,192
31	17,284,570	1,794,795	14,683,341	806,390
32	15,358,114	1,435,812	13,164,872	757,493
33	13,431,574	1,122,603	11,606,035	702,828
34	11,523,815	854,807	10,026,774	642,277
35	9,783,400	628,220	8,577,507	577,641
36	8,065,712	442,121	7,109,977	513,485
37	6,507,190	292,785	5,766,074	448,248
38	5,094,107	176,728	4,532,340	385,054
39	3,887,813	88,785	3,474,374	324,622
40	2,477,834	34,240	2,174,803	268,757
41	1,176,136	10,212	955,966	209,887
42	420,960	3,484	265,633	151,859
43	243,141	0	136,241	106,926

(単位：千円)

### 3-1-3 社会全体に関わる教育投資コスト

社会全体に関わるコストについては、3.1.1と3.1.2の値を合計した値が社会全体において負担されている額ということになる。

### 3-2 奨学金に関わる教育投資収益率

以上において、学生支援機構の奨学金を受けることにより大学進学が可能となった学生が生み出す経済的効果（ベネフィット）とそれに関わるコストが明らかになった。これらのコストとベネフィットをそれぞれ発生時点に基づき整理したうえで、両者の現在価値が等しくなる割引率が、収益率となる。以下では、平成 17 年度における新規採用者数に基づく、学生支援機構の奨学金によって進学可能となった学生数にその後も変化が生じないものと仮定して、ベネフィットを生涯賃金関数に基づいて推計した。以下 3 種類の収益率について見ていくこととする。なお、便益と費用の比較にあたって、便益と放棄所得と直接コスト（学生支援機構分除く）については、平成 17 年以降同一の構造であると仮定し、平成 18 年に進学した学生を対象として推計を行う形をとり、学生支援機構に関する直接コストについては、平成 18 年以降の政策コスト分析に基づく部分をそのまま利用している。



表 11-19 個人に関わる教育投資のコストとベネフィット

年齢	便益	直接1	間接	貸付金	回収金	便益 - 費用
19		112,926,442	263,862,960	65,636,492		-311,152,910
20		112,926,442	272,207,971	50,260,158		-334,874,254
21		112,926,442	281,260,168	34,406,583		-359,780,027
22		112,926,442	290,948,886	17,864,698		-386,010,630
23	17,330,104			1,161,606	13,402,513	5,089,197
24	36,263,358			722,270	15,782,789	21,202,839
25	54,125,451			0	18,978,255	35,147,196
26	70,966,676			0	22,516,704	48,449,971
27	86,836,134			0	25,976,120	60,860,014
28	101,781,899			0	27,655,489	74,126,409
29	115,851,163			0	27,801,853	88,049,310
30	129,090,380			0	27,244,077	101,846,304
31	141,545,395			0	25,882,888	115,662,507
32	153,261,557			0	24,397,554	128,864,003
33	164,283,829			0	22,770,576	141,513,253
34	174,656,882			0	21,247,193	153,409,689
35	184,425,179			0	19,347,073	165,078,105
36	193,633,047			0	17,284,570	176,348,478
37	202,324,741			0	15,358,114	186,966,627
38	210,544,492			0	13,431,574	197,112,918
39	218,336,546			0	11,523,815	206,812,731
40	225,745,196			0	9,783,400	215,961,796
41	232,814,794			0	8,065,712	224,749,083
42	239,589,761			0	6,507,190	233,082,571
43	246,114,580			0	5,094,107	241,020,473
44	252,433,779			0	3,887,813	248,545,967
45	258,591,906				2,477,834	256,114,072
46	264,633,486				1,176,136	263,457,350
47	270,602,976				420,960	270,182,016
48	276,544,702				243,141	276,301,561
49	282,502,785					282,502,785
50	288,521,061					288,521,061
51	294,642,984					294,642,984
52	300,911,523					300,911,523
53	307,369,043					307,369,043
54	314,057,178					314,057,178
55	321,016,692					321,016,692
56	328,287,330					328,287,330
57	335,907,654					335,907,654
58	343,914,873					343,914,873
59	352,344,659					352,344,659
60	361,230,952					361,230,952
61	370,605,754					370,605,754
62	380,498,912					380,498,912
63	390,937,889					390,937,889
64	401,947,528					401,947,528
65	413,549,796					413,549,796



以上におけるコスト ベネフィットを比較した場合，その収益率に注目すると 8.2%となる。同様に公的収益率を計算すると，3.9%となり，社会的収益率は 7.5%となる。しかしながら，ここで大いに注意が必要であるのは，上記の貸付金の部分には平成 18 年採用者に関わる部分のみ

となっている一方で、回収分についてはそれ以外の学生部分が含まれているために、「貸付金」<「回収金」の関係になっている点である。ここは当該コスト・ベネフィット分析を行ううえで最大の問題点であると言える。しかしながら、本稿が学生支援機構の奨学金貸与事業に関わる大学教育投資の経済的効果とコスト・ベネフィット分析についての試験的推計として、主として（特にコスト・ベネフィット分析について）方法論的側面に注目することから、ここではそのままの結果を利用する。そうすることの一つの意味は、コスト・ベネフィットは主として、「便益」と「直接1」「間接」費用の大きさに依存することもその理由の1つである。

## 4. まとめ

### 4-1 知見

以上の分析結果からは次の点が明らかになった。学生支援機構の奨学金によって大学進学が可能となった学生に関する経済的効果（仮定）は、私的 9.4 兆円、公的 6000 億円、社会的 10 兆円となっており、非常に社会的に大きな経済的効果をもっていることが明らかになった。また、これらの数値は、学生支援機構の奨学金のうち、大学生のみを対象としたものであり、短大生や高専生について含めればより大きな額になると考えられる。

次に、これらの経済的効果（ベネフィット）を生み出すにあたり使用された費用（コスト）との比較を収益率に注目して行った場合（限られたデータに基づく試験的なものであることを再度断っておく）、私的 8.2%、公的 3.9%、社会的 7.5%となっており、コスト・ベネフィットの比較の観点を含んだうえでも、学生支援機構の奨学金貸与事業には大きな社会的意義があることが推察される。

### 4-2 政策的含意

以上から言えることは、学生支援機構の奨学金貸与事業が、機会の均等という平等性の理念からだけでなく、経済効率性の観点からも非常に重要な役割を果たしていることが明らかになった。ただし、このことは奨学金貸与事業の「拡大」を肯定するものではないことには注意が必要である。上記で見てきた教育投資の経済的効果・収益率は「平均的」なものであり、「限界的」なものではない。すなわち、上記の数値は現在教育投資を行っている人すべての平均的な経済的効果・収益率であって、今後追加的に奨学金の貸与を受ける学生について期待されるものではないことには、十分な注意が必要である。

## 参考文献

- 荒井一博（2002）『教育の経済学入門』勁草書房  
島 一則（1999）「大学進学行動の経済分析－収益率研究の成果・現状・課題－」 日本教育社会学会編『教育社会学研究』第 64 集 101-121 頁  
矢野眞和（1996）『高等教育の経済分析と政策』玉川大学出版部

## 注

- 
- i まず、今回は試験的に大学生を取り上げた。短大・高専分については稿を改めて論じることとする。また、大学院については、全国規模のサンプリングデータに基づく学歴別の賃金データを明らかにしている厚生労働省統計情報部編の『賃金構造基本統計調査』において大学院のカテゴリーが無いため、推計が不可能である。
- ii ただし、以上の推計においては、現在の学歴別の賃金構造が将来わたっても不変であるとする仮定が置かれていることには注意が必要である。また、より詳細に言えば、大学(もしくは高校)卒業後すぐに就職することや無業の期間がないことも仮定されている。
- iii 所得データとの単位の対応のために、各値を 1000 で割っている。
- iv 学生一人当たりの進学を経済的効果を算出するにあたって、ここでは単純に大卒生涯賃金から高卒生涯賃金を引いている。しかしながら、後で行うコスト ベネフィット分析においては、高卒者の生涯賃金のうち、19-22 歳の期間部分については、放棄所得としてコストにカウントされるものである。しかしながら、ここでは単純化のために、上記の方法をとる。詳細については、3 節のコスト ベネフィット分析での対応とする。
- v 平成 17 年度の学生支援機構奨学金新規採用者には、第二学年以降の採用者も含まれている。このことから、以下の分析ではコストもベネフィットも、すべての分析期間にわたって、平成 17 年度の第一学年採用者以上の学生数を分析に含めることになる。しかしながら、このことは、平成 18、19、20 年度における、17 年度入学コーホートにおける採用者数を代替的に分析の対象としていると考えることとする。ただ、この場合に、発生するコストについては、17、18、19 年度においては、本来発生しない第二学年以降に採用されたものに関するコストを過剰推計することになっていることには注意が必要である。
- vi 当該データは昼間部に限ったデータである。
- vii 今回は公的部門に帰属する部分として、所得税部分についてのみ取り上げたが、これについてはその他税についても拡張して推計することが可能である。この意味においては今回の公的部門に帰属するとした金額はミニマムなものとしてとらえるのが適切である。
- viii 上記については、政府が負担した費用部分をすべて教育に対するものとする仮定が含まれているが、現実明らかにこれと異なる。ただ、その一方で上記の中には受託研究費等の他の自己収入による部分も含まれていることには注意が必要。ただし、政府が負担した費用の半分が教育に対するものと考えれば、上記はコストの課題推計につながっていると考えられる。

## 第12章 学生生活費に対する奨学金の効果

浦田広朗（麗澤大学）

日本学生支援機構（旧日本育英会）の奨学金は、わが国の奨学金の中でも最も規模が大きく、学生の修学援助に大きな役割を果たしている。しかし、多数の学生に貸与されていることも手伝って、「経済的に余裕のある者にも貸与されているのではないか」「学費ではなく、遊興費に使われているのではないか」といった疑念がもたれてきた。さらに、有利子奨学金（第二種奨学金）の大拡大がなされた1999年以降は、高額貸与を選択した場合の返還負担が大きくなり過ぎることも懸念されている。

実証分析においても、加藤（2005）が文部科学省「平成14年度学生生活調査」を用いて、奨学金が豊かな学生の生活に過剰ともいえる経済的ゆとりをもたらすケースが多いことを示している。また、伊藤・鈴木（2003）は、奨学金が教育投資的支出（勉学費・書籍購入費など）へは向けられず、それ以外の消費的支出（食費・日常費や奢侈品費など）へ向けられる傾向があり、この傾向は学年が上がるほど強まるという仮説を、全国大学生生活協同組合連合会「学生生活実態調査」（1997～1999年）を用いて検証している。

本稿は、こういった疑念・懸念や実証分析をふまえて、奨学金の大拡大に前後する時期に行なわれた「平成8年度学生生活調査」「平成16年度学生生活調査」（実質的に同一の調査であるが、前者は文部科学省、後者は日本学生支援機構が実施）を分析し、奨学金が学生生活費の収入と支出に与える効果を検討するものである。なお、学生生活調査は、大学院、四年制大学、短期大学の全てが調査対象となっているが、本稿の分析は四年制大学（昼間部）のみに限定している。サンプル抽出率にもとづくウェイトバックは、本稿では行っていない。

### 1. 修学困難度と奨学金受給

学生生活調査には、家庭からの給付で修学可能か否かを尋ねる項目が含まれている。この項目と奨学金の有無との関係をみたものが表12-1である。奨学金全体と日本育英会・日本学生支援機構による奨学金のそれぞれについて、1996年と2004年が比較できる形で作成した。

表12-1より、この8年間で奨学金を受けている者の比率は全体として上昇しているが、「家庭からの給付のみで修学可能」以外のグループで大きく上昇していることが分かる。もともと奨学金を受けている者の比率が低いグループで比率が高まらず、それ以外のグループで比率が高まっているため、表12-1の基礎となっているクロス表における2変数（「家庭からの給付と修学の関係」と「奨学金受給の有無」）の関連度を示すコンティンジェンシー係数（Cramer's V）は、奨学金全体についても日本学生支援機構（日本育英会）奨学金についても、2004年の方が大きい。表12-1において2004年の方が2変数の関係が強まっており、この8年間で、「奨学金が家庭からの給付のみでは修学不自由・困難」グループや「家庭からの給付なし」グループに奨学金が行き渡るようになった

ということができる。

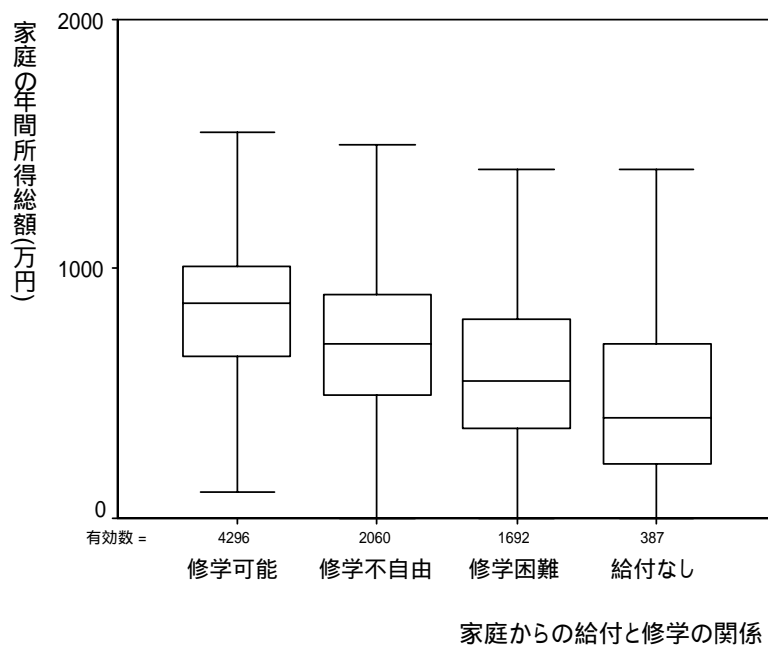
表 12-1 「家庭からの給付と修学の関係」と「奨学金の有無」

1996年		回答者数	奨学金を	
家庭からの給付と修学の関係			受けている者	育英会奨学金を 受けている者
家庭からの給付で修学可能		9,206	8%	6%
家庭からの給付のみでは修学不自由		3,809	41%	35%
家庭からの給付のみでは修学困難		1,449	72%	63%
家庭からの給付なし		633	53%	44%
合計		15,097	24%	20%
			V=0.518	V=0.488

2004年		回答者数	奨学金を	
家庭からの給付と修学の関係			受けている者	学生支援機構奨学金を 受けている者
家庭からの給付で修学可能		4,296	9%	7%
家庭からの給付のみでは修学不自由		2,060	63%	57%
家庭からの給付のみでは修学困難		1,692	88%	83%
家庭からの給付なし		387	83%	75%
合計		8,435	41%	38%
			V=0.692	V=0.669

図 12-1 「家庭からの給付と修学の関係」と家庭の年間所得総額（2004年）



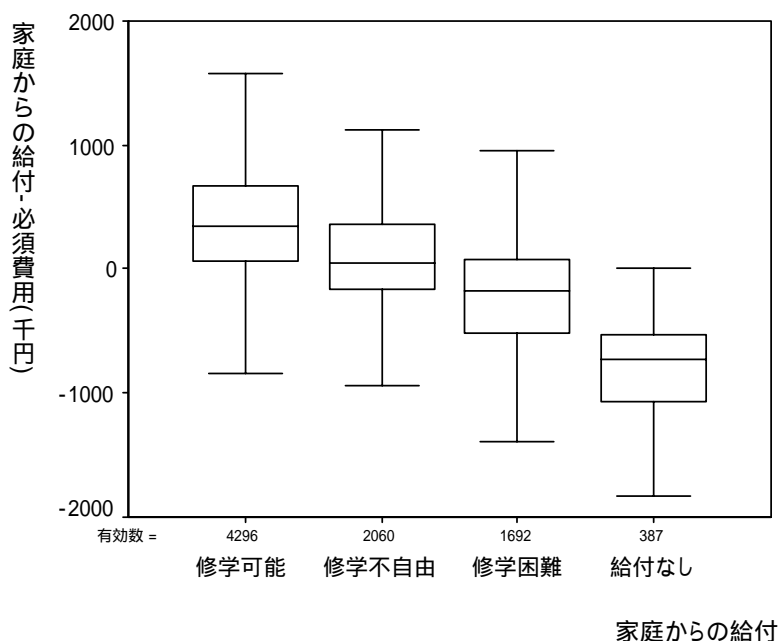
なお、上記「家庭からの給付と修学との関係」に対する回答は、回答者の主観的な判断を含んでいるので、この主観的判断が、比較的客観的なデータとしての家庭の年間所得総額と関連しているか否かを確認する必要がある。そのために作成したものが図 12-1 である。極値と外れ値を除く最大値・最小値と 75 パーセンタイル値・中央値・25 パーセンタイル値を示している（本稿の箱ひげ図

は以下同様)。この図に示されているように、回答者の主観的判断と家庭の年間所得総額は、かなりの程度、関連している。

さらに、学生生活費に焦点をあてるために図 12-2 を作成した。この図の縦軸は、家計からの給付によって、学納金、通学費、住居光熱費という学生生活を送るために必須の費用をどれだけ賄うことができるかを示している。住居光熱費は自宅生については計上されないが、自宅外生にとっては必須費用である。逆に、通学費は自宅生の方が多い。

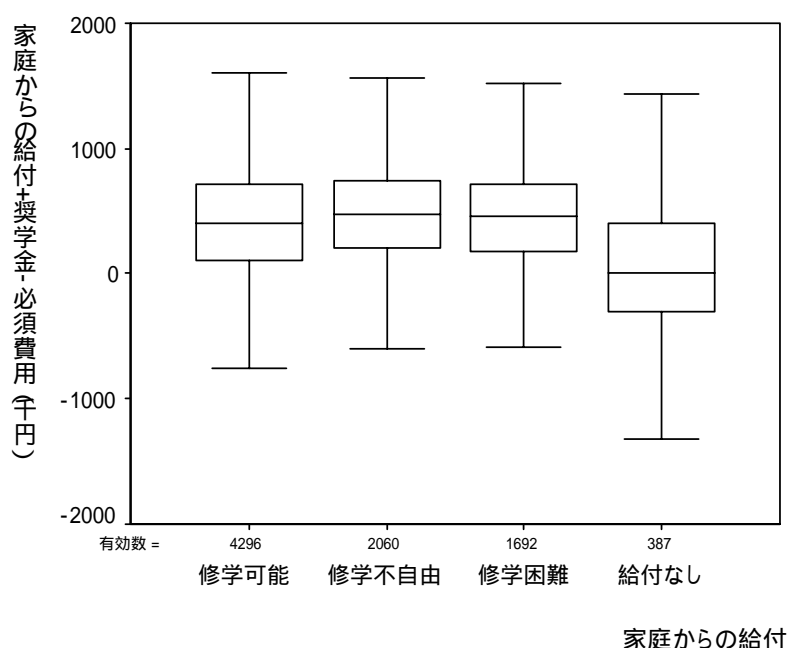
中央値に着目すると、「家庭からの給付のみで修学可能」グループでは、家計からの給付から必須費用を支払ってもなお年間で 34.3 万円が残る。「家庭からの給付のみでは修学困難」グループでは、必須費用を支払うと殆ど残らない(中央値 5.3 万円)。「家庭からの給付のみでは修学不可能」グループでは、家庭からの給付では必須の費用を賄うことができず、年間で 17.4 万円の赤字である。さらに、「家庭からの給付なし」グループでは、当然のことながら必須費用相当分の 72.8 万円がそのまま赤字額となる。このように、グループ間で明らかに差がみられる。

図 12-2 「家庭からの給付と修学の関係」と学生生活費(1)



ところが、これに奨学金収入を加えると、グループ間の差が殆どみられなくなる(図 12-3)。「家庭からの給付なし」グループのみ、他のグループから離れているが、それでも、このグループの 75 パーセントの者は他のグループの中央値に近い位置にあり、図 12-2 よりも大幅に差が縮まっている。必須費用負担に関するグループ間の負担の格差を奨学金が解消する役割を果たしていることが分かる。

図 12-3 「家庭からの給付と修学の関係」と学生生活費（2）



## 2. 修学費および娯楽嗜好費の規定要因

このように奨学金は、必須費用に対する家庭からの給付の少なさをカバーする効果を発揮しているが、実際の学生生活費の中では、どのような支出に振り向けられているのだろうか。冒頭に示した「奨学金は遊興費に使われているのではないか」という疑念を検討してみたい。

学生生活調査データを用いてこの疑念を検討する場合、単に修学費や娯楽嗜好費の平均値を学生グループ間で比較しても不十分であることは伊藤・鈴木（2003）が指摘する通りである。学生個人の属性要因をコントロールして比較する必要がある。そこで、修学費と娯楽嗜好費のそれぞれを従属変数とする重回帰分析を試みた。

表 12-2 は、修学費（正課教育を受けるための教科書・参考図書・実習材料・文具類・実習旅行費等）について、性、居住、専攻、学年、収入構造、あるいは在籍大学の設置者別によってどのように異なるかを分析した結果である。男性ダミー、自宅ダミー、文科系ダミー、国公立ダミーは、それぞれ、男性、自宅居住者、文科系専攻者、国公立大学在籍者を 1、他を 0 としている。従属変数と独立変数のうちの収入変数の単位は千円である。分析にあたっては、支出パタンが異なることが考えられるため、有配偶者は除いた。

まず、モデル 1 による分析結果からは、男性よりも女性の方が、自宅外生よりも自宅生の方が修学費支出が多いことが分かる。文科系ダミーの係数は負で有意であることから、理科系や医歯系などの文科系以外を専攻する者が、修学費を多く支出している。その理由として実習材料費等の存在が考えられるが、少なくとも学生生活費からみると文科系以外を専攻する者の方が勉学に金をかけていることになる。学年の係数は負で有意であり、学年が上がるにしたがって修学費が減る傾向に

については伊藤・鈴木（2003）も指摘している。しかし、その理由としては、学年が上がるに従って勉学に不熱心になることではなく、低学年において大学生活を通して使えるもの（辞書や参考図書など）を購入し、学年が上がるにしたがって教科書等を他者から譲ってもらえる確率が高まるためであることも考えられる。

表 12-2 修学費の規定要因

	モデル1		モデル2		モデル3(私立大学のみ)	
	係数	t値	係数	t値	係数	t値
(定数)	5.147	1.119	9.283	2.002 *	6.060	0.937
男性ダミー	-8.810	-4.707 **	-8.551	-4.578 **	-13.762	-4.896 **
自宅ダミー	17.218	8.047 **	21.967	9.683 **	23.021	6.933 **
文科系ダミー	-5.427	-2.769 **	-7.721	-3.879 **	-2.498	-0.816
学年(1～6年次)	-1.845	-2.263 *	-1.956	-2.404 *	-1.658	-1.314
家庭からの給付	0.023	18.160 **	0.030	17.385 **	0.029	11.487 **
奨学金収入	0.036	14.408 **	0.041	15.689 **	0.039	10.612 **
自己収入	0.008	4.183 **	0.011	5.552 **	0.011	3.848 **
国公立ダミー	13.878	6.384 **	7.066	2.905 **		
学納金			-0.017	-6.187 **	-0.013	-3.656 **
決定係数	0.051		0.056		0.055	
N	8,283		8,283		4,219	

(注)\*\*1%有意、\*5%有意。決定係数は自由度調整済み。以下、同様。

国公立ダミーの係数は13.9(年額1.39万円)で、修学費支出の面からは私大生よりも国公立大生の方が勉学熱心であることを示している。しかしこれは、国公立大学の学納金が安く、それだけ修学費に振り向ける余裕があることを示している可能性もある。

そこで、学納金(授業料+その他の学校納付金)変数を追加したのがモデル2である。モデル2では、学納金の係数は負で有意である。学納金については、親が直接支払うことが多いため学生自身は無自覚であると考えられることが多いが、モデル2の分析結果は、学納金が高い場合は修学費を切り詰める傾向があることを示している。この点を、学納金が大学・学部ごとに異なる私立大学のみについて確認したものがモデル3である。

モデル1からモデル3を通して、家庭からの給付、奨学金収入(日本学生支援機構奨学金+その他の奨学金)、自己収入(アルバイト収入+定職収入+その他)といった収入変数の係数に注目しておきたい。いずれも正で有意であり、それぞれの収入が増えると修学費が増えることを示している。注目したいのは、その増え方(係数の大きさ)である。いずれのモデルでも奨学金収入の係数が大きい。たとえばモデル2でいうと、同じ1万円の増加であっても、家庭からの収入の場合には修学費を300円増加させるだけだが、奨学金収入の場合は、その1.37倍にあたる410円増加させる。自己収入から修学費に向けられる額は少ない。このように、奨学金収入は、他の収入よりも多く修学費に向けられる傾向にある。

同様に、娯楽嗜好費について分析した結果が表12-3である。ここでも、娯楽嗜好費に対して学納金が負の有意な影響を及ぼしていることに加えて、収入変数の係数の大きさに注目しておきた



い。いずれのモデルでも、それぞれの収入が増えると娯楽嗜好費が増えるが、係数が最も大きいのは自己収入であり、家庭からの給付や奨学金収入よりもアルバイト等による自己収入を娯楽嗜好費へ向けていることが分かる。逆に、収入変数の中で係数が最も小さいのは奨学金収入である。奨学金収入が増えると確かに娯楽嗜好費も増えるが、その増え方は、自己収入や家庭からの給付が増えた時よりは小さいのである。このことと表 12-2 の修学費についての分析結果から「奨学金が学費ではなく、遊興費に使われている」との批判は正しいとはいえないといえることができる。

表 12-3 娯楽嗜好費の規定要因

	モデル1		モデル2		モデル3(私立大学のみ)	
	係数	t値	係数	t値	係数	t値
(定数)	-53.887	-6.884 **	-33.154	-4.277 **	-24.277	-2.277 **
男性ダミー	18.575	5.832 **	19.875	6.367 **	23.587	5.092 **
自宅ダミー	9.813	2.695 **	33.616	8.866 **	36.907	6.745 **
文科系ダミー	13.329	3.996 **	1.833	0.551	-4.079	-0.809
学年(1～6年次)	11.135	8.028 **	10.579	7.781 **	11.808	5.678 **
家庭からの給付	0.056	26.623 **	0.093	32.430 **	0.089	21.576 **
奨学金収入	0.036	8.496 **	0.064	14.543 **	0.054	8.912 **
自己収入	0.098	29.026 **	0.113	33.203 **	0.108	23.485 **
国公立ダミー	33.057	8.936 **	-1.085	-0.267		
学納金			-0.088	-18.555 **	-0.087	-14.460 **
決定係数	0.153		0.187		0.168	
N	8,283		8,283		4,219	

### 3. 第二種奨学金の使われ方

奨学金は遊興費に使われているという批判は当たらないとしても、日本学生支援機構奨学金の大拡大の中心となった第二種奨学金については、有利子であることに加えて、特に高額貸与（最高で月額 10 万円。私立大学の医学・歯学、薬学・獣医学を履修する課程に在学する者は、それぞれさらに 4 万円、2 万円の増額可能）を選択した場合は、返還が容易でなくなる点が危惧されている。返還が容易ではないことを見越して、かえって低所得層が利用しにくくなっているという批判もなされている。

この点に関する分析を進めるにあたって、日本学生支援機構の第二種奨学金を受けている者を特定する必要がある。ところが学生生活調査では、日本学生支援機構奨学金の有無と貸与額（日本学生支援機構の奨学金）は調べられているが、それが第二種であるか否かは調べられていない。そこで、日本学生支援機構奨学金を受けていると回答した者のうち、1 年間の貸与額が 36 万円、60 万円、96 万円、120 万円、144 万円、168 万円（それぞれ貸与月額 3 万円、5 万円、8 万円、10 万円、12 万円、14 万円）である者を第二種奨学金を受けている者とみなして分析対象とした。なお、貸与月額 12 万円、14 万円である者については該当課程の在学者であるか否かを確認し、該当課程でないケースは分析対象から除外した。さらに、2003 年度・2004 年度入学者のうちの国公立大学自宅生については、第一種奨学金の貸与月額が 5 万円であり、貸与額からは第二種との区別がつかないの

で、これらも分析対象から除外した。

第二種奨学金を貸与されている者の家庭所得が貸与額によってどのように異なるかを示したのが図 12-4 である（図示にあたって、貸与月額 12 万円と 14 万円は省略、図 12-5 も同様）。この図より、貸与額による家庭所得の差はほとんどみられないことが分かる。第二種奨学金の貸与額は、本人の選択によるものであり、家庭所得との関連は小さい。

図 12-4 第二種奨学金貸与額と家庭の年間所得総額

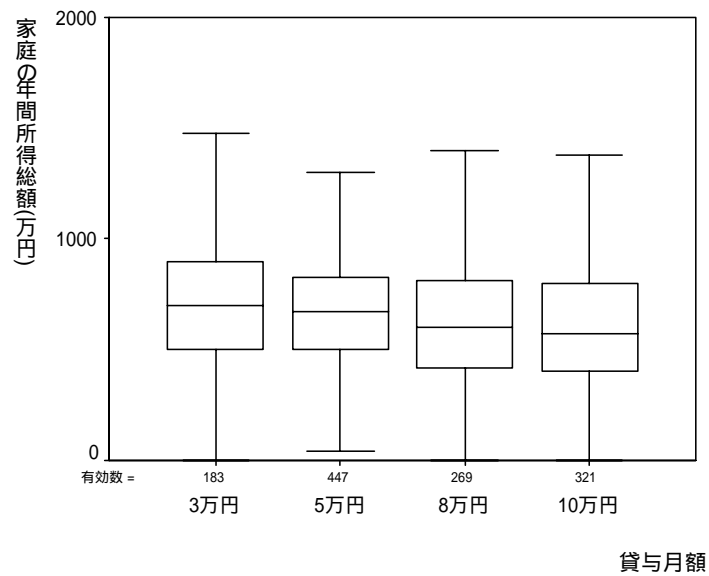
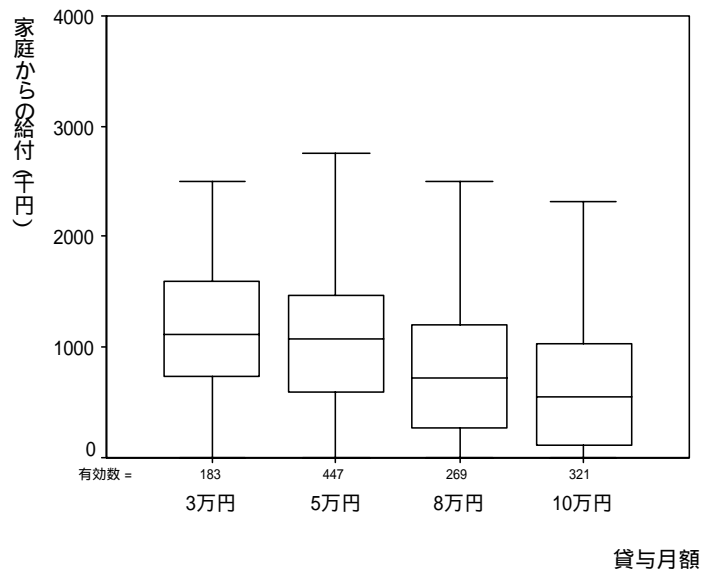


図 12-5 第二種奨学金貸与額と家庭からの給付



もちろん貸与額の違いは「家庭からの給付」の違いとなってあらわれる。貸与月額の違いによっ

て「家庭からの給付」がどの程度異なるかは図 12-5 に示す通りである。月額 8 万円以上の高額貸与を受けている者に対する家庭からの給付は中央値で年間 100 万円を割り込んでおり、月額 5 万円以下の貸与を受けている者より明らかに少ない。高額貸与が、少なくとも在学中の家計負担の軽減に貢献していることは間違いない。

他方、貸与額の違いが支出構成にどのような違いをもたらしているかをみるために、第二種奨学金受給者を対象として、四年制大学昼間部学生を対象とした分析（表 12-2 および 12-3）で用いたモデル 2 と 3 による重回帰分析を試みた。

表 12-4 修学費の規定要因（第二種奨学金を受けている者）

	モデル2		モデル3(私立大学のみ)	
	係数	t値	係数	t値
(定数)	21.409	1.858	22.651	1.530
男性ダミー	-11.380	-3.115 **	-20.128	-3.951 **
自宅ダミー	24.378	5.394 **	30.648	5.031 **
文科系ダミー	-12.015	-3.059 *	-7.411	-1.305
学年(1～6年次)	-4.068	-2.360 *	-4.281	-1.765
家庭からの給付	0.028	6.971 **	0.031	6.050 **
奨学金収入	0.038	4.662 **	0.031	2.781 **
自己収入	0.026	4.823 **	0.023	3.180 **
国公立ダミー	6.134	1.209		
学納金	-0.023	-3.502 **	-0.022	-2.811 **
決定係数	0.036		0.051	
N	2,195		1,190	

まず、修学費についての分析結果である表 12-4 をみると、モデル 2 では国公立ダミーを除いて、いずれの変数も有意である。注目したいのは、奨学金をはじめとする収入変数の係数である。モデル 2 では、奨学金収入の係数が他の収入変数の係数よりも大きく、同じ 1 万円の収入増でも、それが奨学金によるものである場合は、家庭からの給付による場合に比べて 100 円ほど、自己収入の場合に比べて 120 円ほど多く修学費に支出されることを示している。ところが、私立大学生のみを分析対象としたモデル 3 では、奨学金収入と家庭からの給付の間に変数の差はみられない。第二種奨学金を受けている私立大学生に関しては、奨学金の方が多く修学費に振り向けられるという傾向は認められず、家庭からの給付と同程度である。

表 12-5 は娯楽嗜好費についての分析結果である。娯楽嗜好費については、モデル 2 において、家庭からの給付と奨学金収入の差はみられず、むしろ奨学金収入の係数がわずかに大きくなっている。私立大学生のみを対象としたモデル 3 においても、家庭からの給付よりも奨学金収入の係数がやや大きい。これらのことから、第二種奨学金については、奨学金全体とは異なり、家庭からの給付と同程度ないしそれ以上に、娯楽嗜好費として支出されていることが推測される。

表 12-5 娯楽嗜好費の規定要因（第二種奨学金を受けている者）

	モデル2		モデル3(私立大学のみ)	
	係数	t値	係数	t値
(定数)	-4.388	-0.270	-15.659	-0.763
男性ダミー	9.790	1.899	10.695	1.514
自宅ダミー	10.808	1.695	20.964	2.482 *
文科系ダミー	-7.467	-1.348	-15.780	-2.004 *
学年(1～6年次)	8.693	3.575 **	14.966	4.451 **
家庭からの給付	0.068	12.159 **	0.074	10.436 **
奨学金収入	0.069	6.065 **	0.077	4.918 **
自己収入	0.127	16.529 **	0.113	11.266 **
国公立ダミー	-6.411	-0.896		
学納金	-0.073	-7.958 **	-0.085	-7.725 **
決定係数	0.142		0.147	
N	2,195		1,190	

#### 4. まとめと今後の課題

本稿では、奨学金大拡大の開始時を挟む8年間で「家庭からの給付だけでは修学自由・困難」および「家庭からの給付なし」という学生に奨学金が広く行き渡るようになり、家庭からの給付の格差を縮小する役割を果たしていることをまず示した。さらに、奨学金を多く得ている者は、その増分を修学費に向けており、娯楽嗜好費については、家庭からの給付や奨学金よりも、アルバイト等の自己収入で賄っている傾向が認められた。

しかし、日本学生支援機構の第二種奨学金に注目すると、家庭からの給付と同程度以上に娯楽嗜好費に振り向けられている可能性があり、私立大学生については、他の収入よりも奨学金を修学費に多く振り向けるといった傾向も認められなかった。

ただし本稿では、第二種奨学金を受けている者の抽出を正確に行うことができたわけではない。これは、学生生活調査において、日本学生支援機構奨学金の金額は調査されているが、それが第一種であるか第二種であるかが調査されていないことによる限界である。第二種奨学金は、奨学金大拡大の中心であるだけでなく、有利子であり、貸与額も選択できるという特徴をもつ。一般の学部での最高額である貸与月額10万円を選択すると、大学4年間で480万円(私立大学医学部・歯学部の場合は672万円、薬学部・獣医学部の場合は576万円)もの有利子負債を抱えるようになる。個人の経済生活に対してこれだけ重大な意味をもつようになった第二種奨学金であるので、それを受けている者を明確に把握できる調査項目を設定しておくことが望まれる。貸与額すなわち負債額が極めて高額となる可能性のある第二種奨学金の功罪の検討は、それを受けている者の把握から始まる。

また、本稿の分析から、学生本人は通常あまり意識しないと言われている学納金が、実際には修学費や娯楽嗜好費の支出パターンに影響を及ぼしていることが示された。この点については、大学の授業料政策や国の補助金政策ともかかわるので、機関レベルやマクロレベルのデータも整備した上で、再度検討したい。

**<文献>**

伊藤由樹子・鈴木巨，2003，「奨学金は有効に使われているか」『季刊家計経済研究』第58号

加藤毅，2005，「学生生活調査からみた教育機会と学生の経済基盤」『大学研究』第33号